

第百十二回国会 衆議院 通信委員会 議 録 第 五 号

昭和六十三年四月十四日(木曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 塚原 俊平君

理事 小澤 潔君

理事 虎島 和夫君

理事 牧野 隆守君

理事 木内 良明君

理事 江口 一雄君

理事 尾形 智矩君

理事 久野 忠治君

理事 園田 博之君

理事 野中 広務君

理事 二田 孝治君

理事 宮崎 茂一君

理事 阿部末喜男君

理事 早川 勝君

理事 坂井 弘一君

理事 阿部 昭吾君

出席国務大臣

郵政大臣 中山 正暉君

出席政府委員

郵政事務次官 白川 勝彦君

郵政大臣官房長 森本 哲夫君

郵政大臣官房審議官 木下 昌治君

郵政省簡易保険局長 相良 兼助君

郵政省通信政策局長 塩谷 稔君

郵政省放送行政局長 成川 富彦君

委員外の出席者

参考人(日本放送協会専務理事) 林 乙也君

参考人(日本放送協会総務課長) 中野 正之君

参考人(日本放送協会総合企画室長) 中野 正之君

参考人(日本放送協会総合企画室長) 中野 正之君

参考人(日本放送協会総合企画室長) 中野 正之君

参考人(日本放送協会総合企画室長) 中野 正之君

参考人(日本放送協会総合企画室長) 中野 正之君

参考人(日本放送協会総合企画室長) 中野 正之君

参考人(日本放送協会総合企画室長) 中野 正之君

参考人(日本放送協会総合企画室長) 中野 正之君

参考人(日本放送協会総合企画室長) 中野 正之君

通信委員会調査 辛島 一治君

委員の異動

四月十四日

辞任

園田 博之君

宮崎 茂一君

伊藤 忠治君

同日

辞任

江口 一雄君

小川 元君

早川 勝君

補欠選任

江口 一雄君

小川 元君

早川 勝君

補欠選任

園田 博之君

宮崎 茂一君

伊藤 忠治君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

閣議決定(第四〇号)

郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

〇塚原委員長 これより会議を開きます。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

〇塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〇塚原委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。坂井弘一君。

近年、新しいメディアが次から次から大変目まぐるしく登場してまいりまして、急速な進歩発展を見つつある、そういう状況の中で、放送衛星B S3、これが近く打ち上げが予定をされておるようございまして、この一チャンネルを使つてハイビジョンの実験放送、この準備もまた着々具体化しつつある、こんな状況を踏まえまして、今回の放送法の改正は二十五年ぶりの大改正が行われるわけでありまして、この現状から将来にわたつての抜本的な改正にはないささか遠いのではないか。つまり、現状追認というところにとどまつたのではないが、こう見る向きもあるようございまして、なるほど、そう言われてみますと確かに、ニューメディア、衛星放送、宇宙部分と既存の地上放送、この関係が一体どうなつてくるのだから、将来に向かつてもう少しこれを明らかにしながら、かつ放送の将来に向かう方向というものを展望する方向で法制的な本格的な議論がなされる、素人なりに実は持つわけでありまして、つまり、今回の法改正は将来の放送についての展望はなお明確にはされていない、こういう認識でとらえて間違いないものかどうかという点について、まずお伺いをしてまいりたいと思ひます。

〇中山国務大臣 御指摘のとおり、ニューメディアというものは大変急展開をいたしております。その中に、昭和二十五年にNHKしかなかったときにできましたこの放送法でございます。民放も百五十社、それからお話しになりましたように衛星から放送を受けて地上のケーブルを引いたもの、そういう画期的なものが広がってきたというところがございますし、それからまた、この間

私、通信総合研究所というところを視察をさせていただきまして、壁かけテレビというものの研究がどんどん進んでいるようでございます。パネル方式の、ちょうど絵の額のようなものを研究している姿を見て、まだ輝度が少し少ないようでございますが、近い将来に壁かけテレビができるし、ハイビジョンが壁かけテレビでできれば、狭いウサギ小屋と言われる中に――今までのハイビジョンはかなり大きゅうございまして。郵政省の入りに口で見ていただきましたらおわかりのように、この机を横にしたくらいのものでございまして、ハイビジョンの受像機のようにございまして、狭い家にはあつたというパネル型の壁かけテレビなんかできたらいいな、そんないろいろな発展をどんどんしていくテレビ放送メディア、その中で確かに先生の御指摘のように、今回の改正というのは現状を追認する形で放送法の改正が行われているというのが実情であると思ひます。

きのうも御答弁申し上げた中に、ポップ・ステップ・ジャンプと申しますか、将来どんなふう展開していくかわからないものをお互いがしっかりと現実を見据えながら、まあどつちにしても衛星から送ってきます、三万六千キロの宇宙に上がつて、三万六千キロおりてきて我々の目に入るものと、それから地上をはって行くケーブル、これは大地震国だと言われます日本でございますから、地上のケーブルがなくなりましたも宇宙から受ける放送で我々がどんな災害時にも情報を受けるという、そういう新しい、災害に強い放送メディアというものに期待を私どもしておりますわけで、今のところケーブルで見えるものとそれから衛星で見えるもの、それを区別して考える必要はないと思つておりますが、そんな意味で今回の放送法の改正は現状に合わせたもので、昭和四十一年の改正からついでにございまして、急激な展開のようには見えませんが、実情に沿いました放送

法の改正である、かように認識をいたしております。

○坂井委員 ハイビジョンも大変速いスピードで普及するんじゃないかなというように私は思うわけですが、そうなるまいと、いろんなメディアがあり、メディア全体の秩序といいますが、それが大きく変わっていく。変容していくといいますが、ある部分では融合する部分もあるでしょうし、相互の関係性においてそれが融合しあるいは変容していくという、メディア全体が将来に向かって頭の中で考えると非常にえらいことになるんだらうなという感じが実はいたします。技術革新、これは本当に急速な進歩を遂げておりますし、人によりますと内需拡大とかというように、どうも産業経済的な側面が今度の法改正ではぐっと出て、そしてジャーナリズム、コミュニケーションとか文化面が後退したんじゃないかという懸念もあるようでございますけれども、それはそれとしまして、とにかく大きくにも大変な勢いでこれからの技術革新、そしてメディアの変容ということがなされていくであろう、そうなるべくであらうということが予想されるわけであります。

そういうことになりましたと、今大臣お答えいただきましたが、確かに現状においては法の改正がまずベター、しかしながらいさか将来を展望しても非常にスピードの速いという変容を遂げていくであろうこの放送体系、メディア全体の変容に対応する技術的改正といいますが、そういうことが必要になるんじゃないか。そうしますと郵政省あるいは大臣の頭の中に近い将来において技術改正が必要だ、そういう御認識でもって現状を見ておられるのか、いやいや近い将来それとはとても無理だよ、かなり状況を見ながら、まああるいは相当先といいますが近い将来ではない、しかしながら根本的改正はやはり行わなければならないであろう。どんな御認識といたしますか、現状把握と将来に向かっての展望、お考えをお持ちなのか、その辺もちょっとお伺いできれば

と思います。

○中山国務大臣 世界的に大変認められておりますこの自由な報道体制をしく日本でございますので、私は放送法の改正というのは現状に合わせ、国会の御審議をいただきながら現状に即した改正をしていくぐらいではないか。余りにもマスコミが背景にあります、マスコミ法と言ってもいいような感じがいたしますものでございまして、余り法律が先行をし過ぎるよりも、コセンサスを得たところを法律にしていこうという形、大変進歩の速いものにそれがついていくのかどうかという問題はありますけれども、その辺は、我々行政と立法とのあうんの呼吸で放送法というものはつくり上げていくのがいいんじゃないだらうか、私はそんなふうな認識を持っております。

○坂井委員 新しい情報通信の分野にはかの企業が進出して、そして新しいサービスを始めようとしておる。見ていて本当に妙味あるほどのかわらばえといましようか、大きな変容がこれからおなされていくであろうと想定されます。

今大臣から御答弁をちょうだいいたしましたけれども、そうしたメディア全体の変化に対応して、そのときどきの法改正ということも大事であらうと思ひますし、かつまた将来に向かっては、今までの既存の放送というのほ地上ということであって、これから宇宙に向いていくわけでありまして、その関係性を明確にしながら、あるいは総体的にとらまえての根本的な法改正というようなことになりましたと非常に難しい面もあるかと思ひます。しかし、放送界全体、それから通信業界の部分、それを中心にしたいろいろな業界への波及というのが大変大きい分野でありますだけに、法整備の上では常にそうしたことを展望しながら、将来を展望しながら、現状追認だけではなくて一歩先んじたような法律改正によって対応していくことができないものだらうか。また、そうしなければ、目まぐるしく変わるものだから、常に部分的な放送法改正、改正、それも

必要なのでしょうけれども、どうも余りにも激しく目まぐるしいだけに実はそんな感じが否めないと思ひます。私はお尋ねを申し上げたような次第でございます。

なお、この衛星放送については、現行の放送法とは別個の法制を設けたらどうかというような意見も一部にはあるようでございますし、そのことについて私がここで自信を持ってかくあるべしというふうな私の考えを申し上げるだけの勇気もありませんし知識も実はございませんので、むしろ郵政省はどういう腹づもりを持たれているのであらうかな、こんなことを思ひながらお尋ねをさせていただきます。

そこで、具体的な今回の法改正の身中に若干触れてお尋ねをしたいと思ひますが、あるいはさきの質問者と答える部分があるかもしれませんけれども、お許しをいただきたいと思ひます。

改正放送法案の第三条の第五項、これは放送番組審議機関の答申、意見の概要に関する公表義務ということでございますが、この公表の手段、方法等の省令化の規定を今回の改正において行われました。放送番組審議機関の運営は、民放連の意見によりますと、あくまでも放送事業者の自主性にゆだねられるべきであって、この規定には反対である、こう民放連は言っております。反対である態度を明確にしているわけでありまして、けれども、このことに関しましてお考えをひとつ承りたいと思ひます。

○成川政府委員 昨日も民放連の方からお話がございましてけれども、決定的に反対ということではないようでございますが、番組審議機関の設置につきましては、放送事業者がみずから設置する内部的な組織でございます。昨今、放送番組の質的向上につきましては各方面から問題提起がなされておまして、我々も国民的な質的向上については課題だというふうに考えているのでござい

す。そういう状況でございますけれども、番組の質的向上というのは、先生もおっしゃいますよう

に、放送法の原則である番組編集自由のもとにおいて放送事業者みずから自律的に図っていくべきものであらうというふうに考えております。その質的向上を図るための機関として放送事業者みずから設置する番組審議機関が存在するわけでございます。そういうことで放送法にもそのような規定がなされているわけでございます。

ただ、その放送番組審議機関が若干形骸化されているのじゃないかという一部からの御批判もございします。そういうようなことから、活性化を図るためにどのような手だてを講じたらいだらうかというような観点から考えましたところ、放送事業者による自律的な番組の質的向上を一層促すためには、放送番組審議機関の答申とか意見が出た場合にはその概要を公表してもらうことによつて、一般視聴者にもそれが知られて、それとの結びつきができて、それが国民の皆さんといひますが、視聴者の皆さんの御意見が反映されることにもなるのじゃないか。そういうことによつて番組審議機関が活性化されることになると考えまして、あくまでも番組編集の自由は放送事業者にあるわけでございますけれども、質的向上を自律してやっていたことはそのとおりなんです、それを促す手段として活性化を図ろうということをやったわけでございます。番組編集の自由についてとやかく、侵すとか何とかということとは毛頭意図しているものではないと思ひます。

○坂井委員 民放連もこのことについて次のような見解を表明いたしております。番組審議会について、局からの独立を指向し、その活性化を図ろうとする点には賛成である。但し書きの「同一地域の複数局が一つの番組審議会を作る」規定は経済的理由からだけではなく推進されてしかるべきだと考える。しかし今回の規定のみでは言論を統制する「機関」として利用されかねない恐れがある。

そこで五ヶ条挙げております。①審議委員の選出にあたっては各界各層から公平に選び、視聴者に公表告知すること。

②審議会を公開すること。
③視聴者の意見を反映させる仕組みを作ること。

④局の見解を公表すること。
⑤制作者の意見も反映させること。

など、バックアップする規定が必要ではないか、こういう民放労連の見解でございます。
なおまた、民放連の中川会長はある座談会ですかにおきまして次のように言われております。これは委員の問題ですね。「見ないで抽象論ばかり言う学識経験者より視聴者代表を入れた方がよい」こういう御意見、中川会長は言われているようであります。

そこで、この審議機関の、今の視聴者代表といいますが、入れた方がいいんだ、学識経験者よりもいいですか、抽象論ばかり言う人よりもいい前置きがありますが、このことについての御意見をちょっといただきたいのと、それから概要を公表することでございますが、このことについて反対の意見もやはりあるようですね。

例えば、審議内容の公表といっても、内容が公表されると、委員は建前論しか言わなくなるのではないかと。二つ目、言葉のニュアンスが、果たして概要の公表だけで真意が伝わるかどうか。その他、何時間にも及ぶ膨大な審議の内容、これは概要ということになりますので、全部が全部公表というわけじゃありませんけれども、そういうことになりまして、なお二点目の真意がどうも伝わらない、そういうことじゃ困る。したがって、この審議内容の公表は絵にかいたもちだ、こういう反対論といいますが、があるようですけれども、これについてはどうお考えでしょうか。

審議機関の委員の選任、視聴者代表を入れることと今の点につきましてお答えをいただきたいと思っております。

○成川政府委員 まず、公表の問題でございますが、番組審議機関の中で自由なやりとりをしていただくことを期待しなければいかぬわけでございますので、議事録などをすべて公表していただく

うというふうなことは考えておられないわけでございます。私どもが考えておりますのは、審議機関として提出していただいた意見だとか、諮問に答えて答申を出していただくことになるわけですが、その答申の概要等を公表していただく、それによって、一般視聴者にもどういうことをやっているかというのを御理解いただく場をつくらうじゃないかというふうなことで考えているわけでございます。

公表の方法は、特段こちらが指定してやるわけじゃなくて、幅広い公表の仕方をして、その中で選択していただく。例えば、放送事業者それ自身の放送とか新聞とか、その他できるだけ多くの視聴者の方々に、国民の方々に知っていただくような方法というふうな、非常に漠然といえども、漠然なことかもしれませんが、その中で選択して公表をしていただくというふうなことを考えているわけでございます。

それから、委員につきましてですが、これは先ほど申し上げましたように、放送事業者の自律的な機関として番組審議機関が設けられておりますので、放送事業者に選任していただくわけでございますが、番組審議機関は一般視聴者の代表としての役割が期待されておりますので、放送事業者が自主的な判断によりまして、そういう質的向上、適正、向上を図るための審議機関の委員としてふさわしい人を選んではほしいものと私も期待しているところでございます。

それから、今度の改正で、従来は部内委員、一般放送事業者といいますが、民放会社の社員でも番組審議機関の委員になれるというふうな形がございまして、これはいろんな経緯がございまして、そういう形になってきているわけでございますが、今回は民放の事業も安定してきておるし、できるだけ部外の方々に率直な御意見を聞かせていただくというふうな意向もございまして、番組審議機関の委員としては部内委員は排除をするといいますが、部内委員は審議機関の委員にならないように改正させていただいておりま

す。
したがって、部外の方で構成される審議機関で審議していただきまして、答申が出た場合には概要等を公表していただくような手だてを講じて活性化を図っていくというふうなことを考えているわけでございます。

○坂井委員 番組審議会の活性化も大事でしょう。がしかし、この審議の活性化以上に大事なものは制作者の質あるいは視聴者の厳しい目といいますが、それによって質的な向上を図る、このところが一番大事じゃないかなと思っております。同時に、そういうことになりまして、放送局みずからいわゆる自浄作用が働く、こういう自由といいますが、それを基本に置いて考える。何か規制強化という感じを与えることはいかがかなという気が実は感じとしていたします。

最近見ておりました、お星の大変な人気番組で、たぶん芸能人番組だという見方もあるようですが、その芸能人番組の人々を組上にのせまして、その結婚から離婚、失跡、出産、プライベート、スキャンダルに至るまで、とにかく華やかでしたよ。お星の、これは奥様が特にごらんになったとかいう話らしいのですけれども、これが十五年ほど続いたらいいですね。ところが、これをやっておる放送局が次から次に、これはやめます、路線転換だ。どうも視聴者にあきらめられたようですね、これは。俗悪なのか俗悪でないのか、健全なのか不健全なのか、私は、これはやっぱりどうも視聴者が判断をする、この目が非常に厳しいし、かつ正確だという感じが実はいたしておりました。放送局が、これは人気番組だから、これでもって視聴率を競り合ったわけでしょうね。それが撤退せざるを得ない、これはやっぱり視聴者だと私は思うのです。今、何か報道番組とか生活情報に切りかえる、路線転換をやり出した。

こんなことをあわせ考えてみますと、審議の活性化、これは決して否定はいたしません。いたしません、ここに力点を置き過ぎるの余り、もう一方における、放送番組をつくる制作者の質の向上とか、視聴者のそういう健全な眼があるという点が後退するとういうふうなことになるまいように、ぜひそうした御配慮をお願いしたいと思っております。

それから、日本新聞協会が、「今後法律の運用および政省令の制定に当たっては、広く民意を反映させる措置をとるとともに、電波監理審議会などの権限を強化し、郵政省による権限行使は、これら審議機関の決定にもとづいて行われるようにすべきである。」電波監理審議会の権限強化をしろ、こういう御意見、御主張のようでございますが、これに対して見解を承りたいと思っております。

【委員長退席、小澤（澤委員）長代理着席】
○成川政府委員 電波監理審議会につきましては、いろいろと私どもの電波、放送に関する規律につきまして調査審議していただくと同時に、きのう来お話でございますように、訴願前置といいますが、不服申し立ての審議等もいただいております重要な機関でございます。

今回の改正におきましても、放送基本計画とか放送用周波数使用計画の制定とか変更につきましましては電波監理審議会の必要の諮問事項にするなど、その点につきましては電波監理審議会の機能強化といえますが、いろいろと御審議いただく機会を多くするということでは十分配慮してきているところでございます。

電波監理審議会は、御案内のとおり両院の同意を得て郵政大臣が任命することによって大変格の高いといえますが、調査、審議することによって学識経験者から構成されている審議会でございますので、私どももその審議会の議決を尊重して、行政をその線に沿って運営してまいっております。審議会は十分その役割を果たしておりますし、今後ともいろいろとお知恵をおかりしながら行政を進めてまいりたいというふうに考えております。

○坂井委員 改正放送法第九條第三項、NHKの、NHKの施設、設備の一般利用とか外部からの委託による放送番組の制作業務、この進出を認めるという規定、これは新設かと思いま

す。この業務は必然的に営利活動にならざるを得ないのではないか。ということになりますと、第九条第四項に、公共放送の性格から、当該業務を行うに当たって「営利を目的としてはならない。」という別規定が一方においてある。しかし、一方においてそういう業務活動というものを新しく認め、これは矛盾するのではないかという批判と、それから仮に営利活動とは言わないまでも、利潤を抑制するということになりますと、同種業務を行う他の民間企業との公正競争が確保できないということになるではないか。民放連では、したがって反対だ、こういう御意見のようでございます。今回の改正ではNHKと民放の併存体制の堅持ということをやられたわけでありまして、副次収入などで財源の多角化を進めていく、そのことはNHKの商業化あるいは民営化を進めることにならないか、公共放送と矛盾するではないか等々の批判、見解のようでございます。これについてはどういうふうなお考えでしょうか。

○成川政府委員 我が国の放送界はNHKと民放の併存体制で今日まで発展しております。NHKは、御承知のとおり国民全体に基盤を置きます公共放送でございます。受信料という特殊な負担金によりまして経営が成り立っているわけでございます。一方民放の方は、自由調達な私企業として、コマーションといいますが広告料、広告を主体として経営が成り立っているところでございまして、おのおのその特徴を發揮して今日までこのように発展してまいったというふうに考えております。NHKに営利目的を禁じておりますのは、こうした併存体制の趣旨から、NHKが私企業と同様の利益を上げることとを目的として業務を行うということはこの趣旨にもとるのじゃないかというふうなことでこのような規定があるわけでございます。

ただ、一方今度の改正によりまして、いろいろなノーハウあるいは蓄積されたものを国民に還元すると同時に、副次収入を得るといふような改正

案を提出させていただいておりますが、NHKが行う業務でも、特定の者のみの利益となる場合にはその者から適正な対価をいただくということ、他の受信者との公平という観点からも許されることじゃないか、このことは直接、営利目的の禁止に反するものじゃないというふうに考えております。

それと、今回の法改正によってお願いしておりますNHKに新たに業務として認めていただきたいというものにつきましては、収入の規模も大変限られたものでございます。御承知のとおりNHKが長い間蓄積しております番組づくりのノーハウを公共的な機関から依頼されたときに使うとか、あるいはホール等関連施設につきまして、あいているときに使っていただくような方策を考えるわけでございまして、そういうことからいいますと収入の規模もおのずと非常に限られたものにならざるを得ないわけでございます。

さらに、この業務を実施するに当たりましては郵政大臣の認可が必要ということにしております。私ども認可の際には、公共放送として余り逸脱するようなことのないように、公共放送としてふさわしいものであるというふうな観点、あるいは民間といたさず競合することのないようにしなければいかぬというふうな観点から認可をしていきたいというふうに思っております。したがって、NHKが巨大大化しあるいは商業化して民業を圧迫するといふようなことは到底考えられないというふうに考えております。

〔小澤(潔)委員長代理退席、田名部委員長代理着席〕

私どもは、副次収入によってどれくらいものがNHKの収入として上げられるようになるかというところで、NHK等からも話を聞いてみますと、数年たつて数十億程度が精いっぱい、三千六百億ぐらいの現在の予算規模に比べましてごく微々たるものでございまして、それが民放を圧迫する大きな要因となるとは考えられないのじゃないかというふうに判断しております。

○坂井委員 金額も微々たるものだという御答弁でございしますが、そういう心配はないのでしょうか。このNHKの副次収入というのが、今の受信料の集金努力がいささか減退をして、受信料制度そのものの崩壊にまでつながってしまうおそれはないのかというふうな指摘も一部にあるように思われます。それから、そういう点の配慮も当然大事だと思ひますし、あるいは副次収入といひましても形が非常に変わっていくのじゃないかな、私はそんな気が実はするわけであります。劇場なんか使つて、それでハイビジョンの映像がそこで上映されるといふようなことになってきますと、これはいろいろな形が非常に多角的に、想像のできない分野にまで進出をしてしまふ、そういうことになると思います。商業化、民営化あるいは巨大大化といひますか、そういう点の警戒心であろうと思ひますので、そうしたところの行方もやはり注目はしなればいかぬことかと思ひます。

そこで実は、衛星放送の有料、これは一体いつから有料になるのか、幾らぐらいになるのかさっぱりわからぬ。新しいアンテナ、チューナーは十万円前後で済んだ、あれを買つて、ざつと五十万世帯はもう超えたのですかね。有料に踏み切るといふのも、時期は、百万世帯ぐらいになればよいという話が一時期あつて、果たして百万世帯になったならば有料になるのかな、なるとすればそれは時期的なものでございまして、じゃ一体幾らぐらいだろうか、何もわからないままに十万円からの買い物をするといふこともこれまた奇妙な話だと思ひます。

ただ、そのことと、それから次に今度はハイビジョンが来るわけですね。ソウル・オリンピック、これも実験放送でやろうというのでしよう。大臣はこの間、大阪の花の万博、あれもやりたいな、少し早めると言ひ。そうなれば本当にありがたいなと実は私、思ひました。

この間も機会がありましてハイビジョンをちょっと見ました。もう本当にすばらしいですね。ですから、あれは全国的に急速に広まるだろうと僕は思ひます。

は思ひます。金額の問題もありますけれどもね。だけれども、そうすると、今衛星放送でお金を払つたならば次のハイビジョンはそのまま有料で移行できるのか、つまりこれは要らないのか、それとも別建てにするのかあるいは若干上積みするのか。それから今度は民放衛星が始まりますね。これは有料とコマーションと併存でいい、こういうことですね。そうすると、この関係は一体どうなるのか。NHKの衛星が有料で、その次のハイビジョンがどういふ形になるのか、これはもちろん有料でしょう。一方における民放衛星、また有料。そうすると、料金体系といひますが、これが将来展望としてどういふことになるのか全くわからないわけですが、アウトラインをお教えいただきたい。

○成川政府委員 衛星放送で現在独自放送をやっておりますが、この趣旨は衛星放送の普及促進を図るということでやっておりますので、その形態といたしましては試験放送というところでございまして、現在では受信契約の対象外でございまして、有料という形ではないわけでございまして、本放送への移行の時期でございますが、受信機の普及状況とか視聴者の要望とかBS3への継続性といったものを十分見きわめた上で、なおかつNHKの意向等も踏まえて検討していかなければならぬと考えております。今試験放送をやつていけるものから番組制作などについても安くできているわけでございまして、本放送になりましてかなり番組制作費等がかさばることにもなるわけでございます。いづれその受信料を検討しなければならぬ時期が来るかと思ひますが、まずNHKの経営の一層の効率化、経費の節減によつてやつていっていただきたいということで、私どもも今度のNHKの予算の關係での郵政大臣の意見というところで申し述べさせていただいているところでございます。

将来どういふ受信料にするかといった問題につきましては、状況に応じて受信料体系全般の中で検討すべき形でございまして、どのような料金を

取るかという事はNHK自身もまだ確たる御意見もないようでございますし、私もそれにつきましては今後の検討課題と考えているところでございます。

受信機の普及状況が一つの目安にはなるわけでございますが、これも一概に何台になったから本放送しなければいぬというものではございませんし、将来の発展というような推移も見なければいぬわけでございます。過去の例といたしまして、カラー契約ということでカラー受信料が取られるようになったときの普及台数を見ますと、百七十万台ということが経験としてござい

す。しかし、百七十万とか百万とかいうことは、数字としてそうなら必ず本放送になって料金

をいただくということになるとかいうことはござい

ません。そういうことは一つの要素になるの

でしようけれども、それとか視聴者の要望、番組

制作費にもう少し金をかけて中身を充実してほ

しい、魅力ある番組を安定的、継続的にしてほ

しいという視聴者の強いニーズというものは、一つの要

素になりまして、それから後継機への、BS3

への継続性、信頼性、安定性というものも見き

めなければいぬことではございますので、それ

を総合的に勘案して受信料体系全体の中で検討し

ていかなければならないと思っております。

それからハイビジョンでございますが、ハイビ

ジョンは先生も今お話がございましたように技術

開発の段階でございます。まだそう見通しが立

っているわけではございません。今実験をやっ

ておりますが、受信機の台数もまだ非常に少ないわけ

でございますし、価格の面でもモニター一台五百

万もするという状況でございますので、これがど

のようなことになっていくか。技術開発で大変皆

さん方に御努力いただきまして低廉化あるいは軽

量化、先ほど大臣からお話ございましたように

壁かけテレビ型の開発だとかいろいろなことをや

つていただいているわけでございますが、あくま

でもまだ実験段階でございます。そういうことか

ら、NHKの受信料をどうするかあるいは民放の

経営財源をどうするかという問題につきまして

は、技術開発の動向とか受信機の低廉化の方向

だとか不確定要素が非常に多いものですから、現

時点においてそのあり方を述べることは非常に難

しいわけでございます。御答弁になりませんが、

もう少し先の話じゃないかと私も考えている

ところでございます。

それから、NHKの衛星放送の料金というものは

受信料体系全体の中でどうなるかわかりません

が、固まった場合に民放の衛星有料放送との関係

はどうかということではございますが、衛星放送の

料金というのは、昨日来お話し申し上げており

ますように加入者との契約を結んでいただい

て、ス

ランブルをかけた放送をデコーダーでかき情報

によって解いていただいてもとの番組を見てい

ただという形でやるわけではございまして、言っ

てみれば番組視聴の対価でございます。

有料放送の料金の取り方につきましてはいろいろ

な取り方があるわけではございますけれども、い

ずれにしても対価として取っていただくわけ

です。NHKの受信料というものは特殊な負担金と

して国民全体からいただくというように性格のあ

るものでございまして、有料放送のように対価性

のあ

らうとか見ないから払わないとかいうことでは

ございまして、NHKのテレビが見える受信機を

設置していただいた方には契約を結んでいただ

かなければいぬ、契約を結んだ場合には料金を払

うていただくというところで、国民全体から受信料

という形で支払ういただきます。それを経営

財源としてNHKは事業運営をさせていただい

ているということではございまして、その辺は概然

と区別がついているというところは言えるかと思

います。

〔田名部委員長代理退席、虎島委員長代

理着席〕

○坂井委員 なかなか大変な問題かと思

います。しかし、変容が大変激しくかつスピードが速いよ

うな感じが実はいたしますものですか……。

それと、メディアの特性がもう地上と衛星は全

く違うわけですね。ですから、メディアの特性に

応じた番組、地上と衛星で色合いをどう変える

か、これも難しい問題でしょう。これはNHKも

そうでしょうし、当然衛星民放JBSBも同じでし

ょう、これは各局でいろいろお考えになることで

しょうが、この関係性は料金体系においてもい

ろいろ出てくるのでしうね。一方において広告収

入も併存するという形になっておるわけですか

大変複雑な関係になるかと思いますが、この辺

は十分御研究いただきまして、何はともあれ視聴

者の立場に立ったそういう観点から御検討いた

ければとお願い申し上げます。

なお、時間になりましたので最後に一言お聞き

いたしますが、放送大学、これは前の国会の可決

の際に附帯事項がありまして、できるだけ早く全

国に普及させるということではございまして、現

状はどうなっておりますか、見直し等も含めまし

て、簡潔に御答弁をちょうだいいたしまして、終わ

りたいと思

います。

○成川政府委員 放送大学学園につきましては関

東エリアを中心として現在放送を実施していただ

いているところでございまして、今後の問題につ

きましては、文部省当局あるいは放送大学学園自

体ともいろいろ意思疎通を図りながら考えてい

きたいというところで、現在連絡会などもつくり

ながらいろいろ御意見も聞かせていただいているよ

うな状況でございます。

○坂井委員 終わります。

○虎島委員長代理 佐藤祐弘君。

○佐藤祐弘委員 最初にお聞きしておきたいと思

いますのは、今回の法改正の土台づくりをした放

送政策懇談会の報告、それからそれに基づいた郵

政省の作業、これは当初という昨年秋ごろまで

は、ニューメディア時代に対応した放送法の見直

しということでもかなり抜本的なものになると伝

えられておりました。たしか十一月ごろまでそう

いうことだったと思うのですが、しかし、提案され

たものは、きのう、きょうやりとりがありました

ように、いわば現状の追認というのですか、NH

Kと民放の併存体制の法制への反映とか若干の規

制緩和措置あるいは有料放送問題というふうに、

改正の範囲が大幅に狭まったという印象を持た

れておるわけですか。どうしてそう変わったのか、

その間に何があったのか、その点をお聞きした

いです。

○成川政府委員 先生からお話ございましたよ

うに、今回の法改正は、昭和二十五年に制定され

た、NHKの中波しかなかった当時の法律を今日

の発展の状況に合わせて直そうということ、それ

と一部有料放送制度の導入あるいは規制緩和と

いうことを中身としてやるわけではございまして、

将来に向けて基盤づくりができたのじゃないかと

いうふうに思っております。放送政策懇談会で多

岐にわたる御意見を聞かしていただきましたので

すが、そのうちの大部分につきましては今回の法

改正に取り入れさせていただいております。今日

の放送の発展の状況に合わせて直さなければなら

ない部分を早急に直さなきゃいぬというものは私

どもの認識でございまして、そういう観点から今

度の法改正案を提案させていただいたわけでは

ござい

ます。

ニューメディアという二十一世紀を見通して

法改正を考えたかどうかという御意見等も

あったわけではございますが、いろいろと技術革新

が非常に激しい時代でございます。放送関係の

ニューメディアの技術開発関係も急ピッチで進み

つつあるわけではございます。そういうことが現時

点において確実に見通せるかとい

いますと、まだ播磨期の部分もござい

ますし、また技術開発

が見通せない部分もかなりござ

います。それから

国民のニーズ等が周辺にあるか

というようなこと

でも確実につかめているよう

な状況ではござ

いませぬ。それから、今後技術革新の状況、技術開

発の状況等も踏まえて適時適切に法改正をしてい

けば、基盤づくりができれば、その上で随時や

つていけば対応できるんじゃないかという観点で今

回の法改正を提案させていただいたような

次第でございます。

○佐藤(祐)委員 数年後にはまた、数年と言いませんがね、二、三年後にはハイビジョンの問題もありませんし、また必要になってくるというような感じもしておりますが、当初言われていた範囲とは狭まったとはいいまして、この改正案にはいろいろ大事な問題点、それが含まれているというふうに思います。

第一番目には放送局の免許を初めとした放送行政のあり方の問題、とりわけ郵政大臣への権限の集中の問題です。放送は言うまでもなく言論報道機関でありますし、ジャーナリズムとしての発展の問題、国民の知る権利や国民の要望にこたえていくという上で大きな責任を持っていると思うのです。そういう点で私は、やはり非常に大事な問題は、言論、表現の自由の確保ということが非常に重要な問題だというふうに考えております。ところが、現行の制度、現行の放送法では大臣免許を初めとした権限が非常に集中しているわけですから、そういうことに対しては、かねがね言論の自由を保障する観点から放送行政というのは他の行政と違って独立性が必要だ、政府から独立した行政委員会をつくるべきだという主張が広範にありまして、私もその点が非常に重要だと考えておりました。ですから放送法改正に当たっては当然そこが検討されなきゃならぬというふうに考えてきたわけでありまして。

こういう意見はいろいろありますが、一つだけ最初に御紹介したいと思ふのは、代表的な例として一九六二年に法律によって設置された臨時放送関係法制調査会、いわゆる臨放調の答申であります。六四年の九月に出された答申では、放送行政の公正中立と一貫性を確保するというものとして放送行政に関する委員会の設置、これを提言している。その役目としては詳しく展開されているわけですが、要するに大臣権限でとか郵政省の省令その他などで行われているような放送用周波数の使用に関する計画その他、そういうものは独立の放送行政に関する委員会が議決をしてい

く、「郵政大臣は、本委員会の議決に基づいてのみ、その権限を行使しうる」、こうしたわけですね。これが法律によって決められた臨放調の答申の一つの大事なポイントだったというふうに私は思っております。また、こうした意見はそのときにあったというだけではなくて、現在も関係者でありますとか専門家を含めて広くあるわけですね。今回の改正案をつくる過程で、こういう意見、議論についてはどのように検討されたか、その点をお聞きしたいと思ふます。

〔虎島委員長代理退席、委員長着席〕

○成川政府委員 臨放調の答申等も一部勉強の材料として勉強させていただいたことは事実でございますが、結論から申し上げますと、電波監理審議会という制度がございまして、それにいろいろと諮問いたしましてその議決を尊重してやっていると今この形、行政運営の仕方というものが特段問題はないんじゃないかという結論に達しまして、枠組みを変更すべき必要性はないと判断したところでございまして。電波法、放送法の制定当初は合議制の機関でございまして電波監理委員会のもとで放送を含む電波行政を行ってきたところでございまして、それが責任体制が明確になつてないんじゃないかという趣旨等から独立した行政機関に変わつたわけでございます。独立した行政機関では郵政大臣の所掌するところになつてきたわけでございます。

そういう従来の経緯等も踏まえて考えてみますと、現在のやり方、電波放送行政は、内閣の一体的な責任のもとにその一員である郵政大臣の所掌のもとで、重要事項につきましては、先ほど来申し上げましたように電波監理審議会、両院の同意を得て任命されております委員で構成されております電波監理審議会にお諮りして、その議決を尊重してこれを行うということで適正な行政の執行を確保してきておりますし、今日の放送の発展してきた状況も、このような責任ある体制でやってきたことがこのように今日の発展に結びついてきているのではないかとこのように私も判断してお

りまして、したがって、この枠組みを変更する必要はないという結論に達して、このような法案を提出させていただいた次第でございます。

○佐藤(祐)委員 電波監理委員会、戦後つづられましたね。昭和二十五年についても触れてお話をありましたが、流れで言いますと、電波監理委員会が二十五年につくられて、その後二年ぐらいいこれはなくなるわけですが、電波監理審議会に変わるという経過で来たわけですね。しかし、先ほど紹介した臨放調の議論というのは、その経過を踏まえてむしろ電波監理審議会ではだめなんだ。もっと原点に立つといひますか、戦前の反省の上に立つて言論、表現の自由の確保、言論統制を排するといひような理念から独立行政委員会としての電波監理委員会がつくられたわけですね、そういう歴史的な経過を踏まえて臨放調は答申をしたんだと思うのです。ですから今おっしゃつたようなことでこれは済まない問題だというふうに私は考えております。今申し上げた点はどういう判断ですか。

○成川政府委員 そういう経過があったということとは私も承知しております。臨放調の答申があったという事実は承知しておりますが、その後の状況等を私も踏まえて考えてみますと、現在のようないい案といひますか、電波行政につきましては、内閣の一員である郵政大臣の所掌のもとで電波監理審議会という権威のあるといひますか格の高いといひますか、実質的に御議論いただくようなところに諮問して、その議決を尊重して行政運営をするという今日の姿が放送行政にとってはいいんじゃないかという結論に達しております。今、今回のような提案をさせていただいたような次第でございます。

○佐藤(祐)委員 肝心の点がやはり不十分にしか議論されていないと言わざるを得ないと私は思うのです。電波監理審議会の議決を尊重して措置をしなればならぬといひのと、委員会の議決に基づいてのみ大臣がやらなきゃならぬといひのは天と地の違いがあると思ふのです。

こういうふうに提起をされているわけですね。「委員会は、」放送行政に関する委員会ですが、広く放送行政に関し、郵政大臣の諮問を受けることはもちろん、また、進んで郵政大臣に対し勧告を行なうことができるものとする。非常に積極的なものとして、時の政府なりそういうものによつて左右されない、一貫性のあるものとしての理念がこれにははつきりあるわけですね。そういう点で、やはり私は、この考え方は引き続き重要であるといひことを申し上げたいと思ふます。

NHK、来ていただいておりますね。NHKにお聞きしたいのですが、NHKもその臨放調の当時、我々榮東大名教授さんらに委嘱した放送法制研究会というのをつくられて、独自にいろいろ検討されたわけですね。それで、さきの臨放調に対する意見でも、「独立規制委員会としての放送委員会の設置」の問題を提起されておられます。この理由は幾つか挙げられておりますが、放送における公正の確保という問題でありますとか言論、表現の自由の保障、こういう点で、やはり独立規制委員会としての放送委員会が必要だといひ意見具申をなさつたわけでありまして。

今回の放送法改正案の作成過程で郵政省からNHKもヒアリングを受けたというふうに聞いておりますけれども、NHKが提起されたのは、主に業務範囲の見直しといひますか、拡大といひますか、そういうことが中心で、かつて主張されておつたような放送委員会の主張はされなかつたといひふうにも聞いています。それが、されたのかどうか。されなかつたとしたら、なぜ今回は提起をしなかつたのか、この点について。

○林参考人 今回の放送法改正に当たりまして、郵政省の方からNHKの意見についてのお尋ねがございまして、NHKの方からも要望を提出いたした次第でございます。その内容といひましては、まず何よりも、現在の放送法が持つておりますところの言論、報道にかかわる法律としての特殊性、すなわち、放送の基本原則と放送番組編集の自由の堅持、公共放

と、それはそれで私は大変問題だなというふうに

思いますが、「放送を国民に最大限に普及させる

ための指針」いろいろな指針があるわけですが、「放送を国民に最大限に普及させるための指針」といたしましては、NHKとそれから民放の放送の全国的な普及の目標、具体的に申し上げますと、例えば民放テレビ全国最低四波化等、放送の普及に関する事項を放送基本計画の中に盛り込みたい、現在やっている姿をその放送基本計画の中に盛り込んでいきたいということでございます。現時点における放送基本計画の中身でございますが、現時点におけるといいますか、法律が改正された時点で放送基本計画をつくるわけですが、そのときに盛り込むべき内容としてはそんなことを考えております。

それから「放送をすることが出来る機会をできるだけ多くの者に對し確保することにより、放送による表現の自由が出来るだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針」というのは、先生おっしゃいましたようにマスメディアの集中排除の基本的なものでございまして、その中身としては、マスメディアの集中排除の基本的な考え方を書きたいというふうに思っております。

それから、「その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項」としては、放送の地域密着性の確保等をあらわしたいというふうに思っております。

それから、マスメディアの集中排除原則を盛り込むとしたらどういふ内容にするのかというようなお尋ねもあつたかと思いますが、これにつきましては、マスメディアの集中排除の基本的な考え方は、現在もチャンネルプラン等をやる際にいろいろと考えてやっておるわけでございますが、その中身と大体同様でございます。表現の仕方はこのとおりにするかどうかかわかりませんが、例えば複数局支配の原則的禁止、それから三事業支配の原則的禁止ですね、これはもう既に現在でもそのような形で取り組んできているわけでございますが、そのようなことをその中身、その表現すべりじゃなくて、このような基本的な考え方を決めていきたい、基本計画の中で定める方向で検討して

いきたいというふうに考えております。

○佐藤(祐)委員 今の問題、最後に言われた問題が一つちょっと今後の大事な問題になっていくと私は思うのです。といふことは、きのうの議論でもやりとりがありました。が、全国民放四波化を推進していく、その際に、もう一方マスメディアの集中排除の原則という大原則がある。それと、何といひますか矛盾——矛盾がもとともあるわけではないのですが、実際に四波化を進めていく場合に、この集中排除原則を緩和してでもということが具体的にには出てくるのじゃないかという懸念があるわけですね。放送政策懇の報告の中でも、いろいろ一社二波方式とか支店方式とか中継局方式とかというように触れられておるわけですが、そのあたりをめぐつてはどういうふうに考えておられますか。

○成川政府委員 先ほど来申し上げておりますとおり、放送基本計画の中には全国的な普及を考へていかなければならぬという基本的な考え方が一つございまして、もう一つ集中排除の原則という基本的な考え方を盛り込むというところで取り組んでいるところでございます。現時点において考へておりますのは、全国最低テレビ四波化、それからF.M.の全国普及の目標達成につきましては、基本的には従来の考え方方で臨むこととしておりますけれども、ただ経営上の問題、経済上の問題とかいろいろな面でなかなか簡単ではないところも出てきていることは事実でございます。今のところはまあまあ今のやり方でやるのじやないかと思ひますが、今後の状況を考へてみますと、そういうケースも考へられないではないわけでございます。

それで、放送政策懇談会の中でも、そのような状態になったときには従来のようなやり方ではなくて若干緩和した新しい考え方を導入すべきじゃないかという、今、先生お話しのごいひました一社二波方式、相互乗り入れとかいろいろ提案がなされているわけでございますが、それも、全国普及しよう、全国四波化しようという観点からし

ますと実現する上でやりやすい方策であることは事実でございます。しかしながら、先ほど来話がございますように、放送政策上のもう一つの重要な理念でございます集中排除原則との関係考へなければいけません。集中排除原則の関係を考へれば、視聴者の強いニーズといひますか、それと集中排除原則をどうやって調和させていくかというの大きな問題になってくるのじゃないかと思ひますが、これにつきましてはいろいろ知恵を絞つておるといひますか、段階的に考へて取り組んでいかなければならぬというふうに思つております。

この調和点をどうやって見出していか、大変難しい問題かもしれません。今後将来にわたつてその調和点をいかにして見出していかというこを考へていかなければいけません。というふうに考へる次第でございます。

○佐藤(祐)委員 私はそこが極めて重要だと思ひます。そういう基本計画、それは郵政大臣が決めるのだ、やつていくのだということ、その中身について理念的には触れられているわけでありまうけれども、実際にどういふふうにするか、基本的な事項ですね。マスメディアの集中排除の原則を守つていくのか緩和するのかというのは大問題なわけですよ。どういふ場合に緩和するのかとか、その点について調和を考へていきたいと思います。結局この委員会では基本的な事項が十分提示されないであつてお任せということになるわけですね。私は、この点は非常に大事な問題だといふふうに考へておるのです。

ですから、少なくとも基本的な考え方についてのはつきりさせていくということでありませんと、結局は郵政省のフリーハンドといひますか、郵政大臣のフリーハンドということになつてしまふわけですね。事は具体的に進行していくわけですから、四波化は推進しようということでしょう、そういうときに、経営上の問題、いろいろ問題があつて排除原則と衝突が起る、そのときはどうするか郵政省に任せろということになつてしま

うのです。そういうことは重要な原則的な問題ですからあつてはならぬと私は思ふのです。その点はどういふふうに考へていますか。任せろということですか。

○成川政府委員 昨日来お話が出ておりますように、放送普及基本計画につきましては電波監理審議会に諮問いたしました。電波監理審議会から答申といひますか議決をいただいたので、それを尊重して行政運営をしていこうというところで考へておるわけでございます。電波監理審議会としてはそれを受けた場合にはいろいろと聴聞というふうな場も設ける場合もあるわけでしょう、それは電波監理審議会の判断でございますが、そういう場になった場合には公開でございますので、いろいろな方の御意見、利害関係者の御意見等も出てまいります。そして、それらの結論を踏まえて私どもも行政をしていきたいと思います。でございます。

それで、現在のやり方は先ほど来申し上げたように基本的には従来の考え方方で臨みたいということでございますが、先ほど来話が出ておりますように経営的に非常に難しいところもあり得るわけでございます。それらにつきましては視聴者といひますか国民の強いニーズにもおたえていかなければならぬわけでございます。一方において集中排除原則という基本的な考え方も維持しつつ調和点を見出していきたいと思います。ということで取り組んでいきたいと思ひます。

○佐藤(祐)委員 これ以上の答弁にはならないやうなので次に進みたいと思ひますが、マスメディアの集中排除の原則といひますのは非常に大事なことです。国民の知る権利ともかわりますし、放送に国民が参加する権利といひますか、そういうものともかわるわけですね、これは極めて重要なもので、行政サイドで安易に変えていくというやうなことがあつてはならぬということを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、国民に最大限普及させるための指針と

いうことで、これは結局放送系の数の目標などを決めていくわけですね。具体的に各県単位に決めていくことになるわけですが、私もいろいろな県で大変要望が強いということも承知しておるわけですね。ですから、そういう場合に基本になるのは国民、視聴者のニーズといいますが、要望といいますが、そういうものが計画をつくっていく大前提にならなければならぬと思いますが、その点はどうか考えていますか。

○成川政府委員 放送基本計画の中に「放送対象地域」との放送系の数の目標」というようなことも盛り込むわけですが、この策定に当たりましては、郵政大臣は放送に関する需要だとか地域の諸事情等を勘案するとともに、電波監理審議会に諮問しなければならぬわけですが、一般的にはいろいろと、陳情というのは語弊があるかもしれませんが、視聴者のニーズ、国民のニーズというものは行政をやっていく上では必要なことではないかと考えています。取り組んでやっていかなきゃならぬと思っております。

さらに、電波監理審議会に諮問するということになるわけですが、放送基本計画の策定とか変更をする際には、電波監理審議会の方としては、諮問を受けたときには、必要とあれば聴聞を行うことが可能となることとなっております。聴聞は御承知のとおり公開で行われるわけですが、このようにいろいろな面を通じて国民、視聴者のニーズだとか放送事業者の意向といふものは放送普及基本計画に反映していくことができるんじゃないかと考えております。

○佐藤(祐)委員 電波監理審議会のお話もありましたが、私は、むしろもっと積極的に国民の意見を聞いていく、あるいはチャンネルがかかわるわけですから、放送事業者とかそこで働いている労働者の意見とかも当然聞いていかなければいけないと思っております。そういう点ではむしろ積極的に公聴会などを開いていくのが望ましいんじゃないかと思いますが、どうですか。

○成川政府委員 一般的には行政需要に応じて行政をやっていくという観点から、先ほど来の、その地域における放送に関する需要だとか地域の諸事情等を勘案して私ども放送基本計画をつくっていくわけですが、そういう従来のやり方では、今日まで来ているわけですが、枠組みとしては、特段それによって支障が生じているというようにもございませんし、先ほど来申し上げておりますように、聴聞だとかいろいろな場面での国民の皆さんの御意見は吸収してあります。把握することができるといふふうに考えておりますので、公聴会というより新たな制度を設ける必要はないんじゃないかというふうに私どもは考えております。

○佐藤(祐)委員 私は公聴会などを進んでやって民主的な姿勢を示すべきだというふうに思っております。

次に、有料放送について聞きます。

有料放送につきましては、改正案では料金を含む契約約款の大臣認可制をとっておるわけですが、しかも、郵政大臣が約款の変更を命じることもできるとなっております。大臣の権限が非常に強くなっていると思うのです。放送事業者の経営に対してどうしてこのような強い権限を持つとするのか。私はやはり言論の自由との関係でも好ましくないと思ひますし、そういうことはやめるべきだというふうに考えるのですが、どう考えていますか。

○成川政府委員 まず認可制とした理由から申し上げますが、今回の放送法改正によって当面導入がなされるものとして想定しておりますものとしては、衛星放送による有料放送が考えられるわけでありまして、一社による独占状態がかなりの期間続くのではないかとこのように考えられます。このように有料放送というものは有限希少な公共の電波を使用するものでございまして、自由な参入が許されない分野でございまして、次々と衛星放送をやりたいといつてもその波があるわけではございませんで、自由な参入ができない分野でござい

す。

一方、有料放送の役務提供というのは、広範かつ多数の公衆を対象とするために、あらかじめ定型化された付合契約といえます。契約約款に従って一律的に契約がなされることになるわけでございます。またさらに有料放送、衛星放送というのは、公共の電波を大規模にわたって継続的に使用して、テレビ、大衆すべてでございまして、一般家庭のお茶の間に直接飛び込んでくるというように、社会的な影響力が非常に強い大きな放送サービスを提供するものでございまして、

そういう二つの両者の兼ね合いから考えますと、受信者の利益の保護を図るためにはあらかじめ役務の提供条件、契約約款の中身につきまして適正を図る必要があります。役務の提供条件の適正を確保する必要があるのではないかとこの観点から、今回認可制という形で提案させていただいたような次第でございまして、

二点目の変更の方でございまして、認可された当時は料金等が合理的であったといたしまして、その後物価の変動等も考えられないではないわけではございません。大幅な変動があったり受信者が大量にふえてきたにもかかわらず相変わらず従来どおりのようなことでは、受信者の利益が阻害されることにもなりかねないわけではございません。社会的、経済的諸事情の変動によって著しく不適当となった場合には直していただかなければいかぬわけですが、その場合、良心的に、自主的に有料放送事業者が契約約款の変更認可の申請をしてきてくれればいいのですが、そうならなかった場合、申請を怠った場合、そのまま放置しておいては受信者の利益は十分保護されないのではないかとこのように考えています。そういう意味合いから、法律上の担保の措置として、受信者の利益を保護するために、公正中立な立場から提供条件の変更の申請をしたかどうかというように求めていくというように命令するといふ条項を設けた理由

でございます。

○佐藤(祐)委員 今の答弁でも、要するに郵政省の支配力をきつと確保したいというように聞こえてきませんか。私は思うのです。それは確かに衛星放送ではJ-SB一波といいますが、見る側からいいますと衛星放送にはNHKもあるわけですね。二波あります。独占というふうには言われたが、見る側からいえば別に独占でもないのです。地上波との選択でも見るわけですから。高ければ視聴者の方は契約しなければいいわけですから。別に全世帯に押しつけられるというものではないともないわけですね。そういう点でも論拠がはつきりしていないというふうに思うのです。

それともう一つの問題は、当面は衛星放送だといふふうには言っておられますが、それはここには書かれていないんですね。そうしますと、将来地上波でのペイテレビなんというものが出てくる可能性も、これはいい悪いは別にしましてあるわけですね。そうしますと、この法律はそういうものも規制し得るということになっていくのじゃないですか。そのあたりはどう考えていますか。

○成川政府委員 今回の有料放送制度の導入につきましては、先ほど来いろいろ申し上げておりますように、近頃BS3を使つて放送が予定されている民間衛星放送を念頭に置いて導入を図っているところではございません。先生おっしゃるように法の規定上は地上でもできることは事実でございます。しかしながら、現実には地上において有料放送の導入を認めるかどうかについては今後慎重に検討する必要があるのではないかとこのように考えております。改正法が成立いたしましたら、直ちに地上において認めるといふことは現時点においては考えておりません。

○佐藤(祐)委員 この問題でもやはり郵政省、郵政大臣の権限強化であるという点を指摘して、次に進みたいと思ひます。

NHKの経営委員の選出の問題で郵政省にお聞きをするわけですね。経営委員は放送法によって定められておるわけですが、経営委員の選任

に当たってどのような基準で、またどこで選任を進められるか、この点をまずお願いします。

○森本政府委員 N H Kの経営委員の人選につきましては、先生だいま御指摘のとおり放送法の十六条で基準が定められておるわけでございまして、それによりますれば、「公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、兩議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」という仕組みになっておるわけでございます。選出に当たりましてはさらにまた法におきまして、できるだけ各般の分野から人選が行われるようにという趣旨から、分野について教育、文化、科学、産業、いろいろな分野について公平に選出される、あるいは地域的にも偏らないようにという趣旨から、全国を幾つかの地区に分けて、そしてその地区を通じて選ばれるように、こういう基本線がございまして、その線に沿って内閣総理大臣が選任をしておる、そして国会の同意をお願いしておる、こういう仕組みになっておる次第でございます。

○佐藤(祐)委員 現在の経営委員につきましてそれぞれどの分野を代表しているか、簡単に説明してください。

○森本政府委員 お尋ねの趣旨はそれぞれの委員の方のどの分野を代表しておるかという趣旨でございます。といたしますれば、(佐藤(祐)委員「分野別の人数で結構です」と呼ぶ)人数でございませうが、それならばとめて分野として申し上げますが、一律に現在の委員がどの分野を代表しているかというのを具体的に特定することは非常に難しい問題もあるかと思ひますが、あえてこれを分類いたしますならば、文化四名、教育、科学一名、行政が一名、産業が六名というふうに分類できるかと存じます。

〔委員長退席、牧野委員長代理着席〕

○佐藤(祐)委員 選任に当たっては各分野が公平に代表されるようにということになっておるわけですが、どうも現在の委員は十二人のうちの半数が産業界の代表であるということで、大変私は偏っ

ていると思うのです。それに反しまして、例えば科学、教育というのは結局一人の方ですね。元東北大学教授の前田さん一人が教育と科学を兼ねておるといふような選出になっておるのです。

私はこういう選任は改めるべきだといふふうに考へておるわけですが、文化の代表四人と言われましたが、それも中身を見ますと新聞社の方が三人ということになっておるわけですね。もちろん新聞社というのは非常に大きな文化的な意味合いを持つておることはわかりますが、三人の大手の新聞社の代表が入っているから日本の文化が代表できたといふものではないかと思ひますし、この文化の四人といふものの中にも何か偏りがあるのではないかと一うふうに思ふのですが、その点どうですか。

○森本政府委員 現在の委員の人選についての、分野の問題についての御指摘がございました。放送法にも規定いたしておりますように、各分野からといふことは書いてございしますが、できるだけそれは公平に各分野から選出するあるいは選出するべく考慮するといふことが放送法の規定でございしますが、必ずしもこれは各分野の委員の構成が分野別に同数でなければならぬといふことを意味してゐるわけではないかと考へておる次第でございます。要は、いろいろな分野から選出されたい代表の数が、重要な役割になつております経営委員会全体の運営が均衡のとれた形で運営されるように、こういうことを配慮したものと考へております。

なお、一口に産業界と申ししても、ただいまお話がございましたけれども、現在の委員の分布は、産業の中でも農業あるいは林業あるいは公益事業あるいは金属その他、各方面にわたつておるわけでございます。私どもとしては特段に偏つた形になっていないといふふうに理解をいたしておるところでございます。

○佐藤(祐)委員 各分野同数でなければならぬとか、そういうことを言つておるわけでは毛頭ないので、しかし実態から見ると偏つておるのじゃない

かといふことを指摘しているわけですね。

例えば、文化といひましても、それは映画、演劇もあればいろいろなジャンルがあるわけですね。それからスポーツといふものも放送上も大変なウェイトを占めておるわけですよ。そういう代表する委員もいない。

これは大臣にお聞きしたいのですが、婦人の比率も大変少ないですね。今お一人じゃなかったですか。この前、竹下総理は婦人は衆議院議員に向かないといふようなことを言ひまして、大変ひんしゅくを買つたわけですが、まさか郵政省が経営委員に婦人は向かないと考へておるのではないと思ふのですけれども、もつとそういうことも含めて経営委員会の構成、現状でいいんだといふのではなくて、見直してみよう必要があると思ふのです。大臣どう思ひますか。

○中山国務大臣 私のおふくろも元婦人議員でございまして、昔は我が党にも山下春江、近藤鶴代、戦後二回目の選挙でございしたか、三十五名ぐらいの婦人議員が出たことがありました。今共産党さんの方に偏つておるような感じがございします。大いに御婦人、特に人口構成では御婦人の中にも、昼のテレビを見たらつしやる方々には御婦人の方が多い、そういうことを考へまして、婦人の方々の御活躍、今経営委員の中には一人でございます。男女別を言つたわけではございませんが、女性の進出、これからまた委員の交代のときなんかにはいろいろ御配慮をいただくことが必要なんじゃないかといふことを思ひます。

○佐藤(祐)委員 この経営委員は国会に同意を求めるといふことになっておるわけですが、その同意の求め方の問題でちよつとお伺ひしたいのですが、政府から提案されてくるのはごく簡単な経歴書ですね。私はやはりそれだけではなくて、N H Kの経営委員ですから、放送の問題、言論問題についてどういふ見解や抱負を持っておられるかといふようなことが提示されるのが望ましいのではないかと考へておるわけです。

そこで、一番最近国会に対して同意を求められた二人の方がおられます。弁護士佐藤欣子さんと木本さんですね。この二人のN H Kと放送の現状に關する御意見、どういふものをお持ちか、説明していただきたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほども申し上げましたとおり、経営委員の選任の基準については法律で「公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者」、こういうことでございまして、その二方の方がどういふ御見解をお持ちかといふことを確定した上で、そして国会の同意を求めている仕組みになつていないと考へておるところでございます。

○佐藤(祐)委員 大変おかしと思ふのです。やはりそれぞれの委員会にふさわしい人を選ぶといふわけですから、当然放送とかジャーナリズムとかいふことについても一定の見識なり見解を持つことが必要で、そのあたりまでそれは当然選任の判断基準に置かれるべきだといふふうに私は思ふのです。それがまた途中で、例えば佐藤欣子さんの場合、個人名を挙げて失礼なんです。が、当初の郵政省案が途中でひっくり返つた経過があるといふようなことも聞いているわけですね。弁護士さんでありながら国家機密法の推進論者だといふふうに、弁護士界の中では非常に際立つた方といひますが、そういう方があつて選任されているといふあたりにも私は大変疑問を感じておるわけですが、時間も参りましたので、最後に大臣にお伺ひしたいと思ふのです。

私たちが経営委員の名簿を審査します。国会で同意、反対とか賛成とかするわけですが、今申し上げましたようなことで、その方が本心に放送、言論、ジャーナリズムにかかわる経営委員として、一般的な事業経営ではないわけですから、ふさわしいかどうかといふことを吟味する上では、やはりそういう問題についての見解なりそういうものも国会に示していただく、私はこれは大臣の決断があれば大変いいのではないかと思ふの

です。例えばこの通信委員会にそういう方においていたいろいろな質疑をするというふうなこともあっていいんじゃないかというふうにも考えるのですが、そういう本当にふさわしい方が各分野から選ばれる、さっきの女性代表も含めてですが、方向で改善を図っていただきたいというふう

に思うのですが、いかがでしょうか。
○中山国務大臣 今佐藤欣子先生の個人名が出ましたのですが、御婦人として、元検事であり、それから今弁護士をやっておられますが、御主人が東大の教授でもいらっしゃる大変すばらしい御夫妻だと私は思っております。昨年、天皇陛下をお迎えしての沖繩国体の前に沖繩県民大会がありましてときに私もお招きをいただいたのですが、偶然御一緒しましたのが佐藤欣子先生であつたわけでございまして、六千人ぐらゐ集まつたコンベンションホールでのお話もそのときに伺わせていただいたのですが、大変御立派な方だと、ふだんからではございますが、なお一層尊敬の念を私持ったわけでございます。

今、NHKの経営委員というものはいろいろ自主的な公共放送としての経営に当たられる方々でございまして、御資格としては先生御承知のように、「禁」以上の刑に処せられた者」はなれないとか、それから「国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者」もなれない。「国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く）」そういうもの以外の国家公務員はなれない。それから「政庁の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む）」一年前に政庁の役員であつた者も入れませんし、それから五つ目の条件としては、「放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この条中同じ）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一

年間に於いてこれらに該当した者を含む。）」それから六番目には「放送事業者若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者」、これもなれない。それから七番目に「前二号に掲げる事業者の団体の役員」もなれない。「委員の任命については、五人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない」というふうに書いてありまして、今の制度が大変知恵のある制度であつて、国会との関係もさることながら、公共放送として独立した機能を果たしていただいていることを評価をいたしております。

○佐藤（祐）委員 今いろいろ禁止規定の御説明がありました。それに反しない人は五千万もおると思ふのです。だからいかにふさわしく選ぶかという問題でありまして、ぜひ改善の方向を進めていただきたいということを申し上げて、終わります。

○牧野委員長代理 木内良明君。

○木内委員 昭和二十五年本法制定以来、大変長い期間を経て今回の改正という段取りになつてきているわけでありまして、言つてみれば新しい情報社会に即応できる法体制を確立するため、骨組みの部分からあるいは法の根本的な理念の部分からの抜本改正というものが行われなければならぬ。今次状況にある、こう思います。すなわち、地上波と衛星波との関係あるいは通信と放送の融合の時代というものが既に入口に入つたわけでありまして、こうした新しい時代の展開に即応する法律の抜本改正があつてしかるべきであるし、むしろ遅きに失した感を私は強くするわけでありませう。

したがって、今通常国会における一連の政府提案の法律案の中でも本法の位置づけというものは大変重要視をされているというゆゑんもここにございまして、その意味から本委員会における審議も他の法案と比較しまして、二日間にわたつて慎重な審議をしていくという状況がここにあるのであります。その意味からも本委員会における政府答弁あるいは大臣答弁というものは今後のこの本法を土台にした行政運営の中で非常に大きな意味を持つものであるから、それぞれの答弁の中で責任ある姿勢をお示しになつて、きのう、きょうと質疑に臨んでいただいている、このように考えるわけでありませう。

【牧野委員長代理退席、委員長着席】
しかし、昨日以来の審議を終日私は委員席におりまして聞いておりました。残念ながら答弁のふれといふものを感じないわけにはまいりません。すなわち、現状追認の形であるこの改正案、これではならぬ。通信と放送の融合時代に対応できる抜本改正というものが可及的速やかに行われなければならない。政府の方針はいかにかという趣旨の質疑は複数の本委員会委員によって行われてまいりました。時に必要に応じてあるいは適時適切にといった答弁が行われておりましたが、昨日の松前委員の質疑の際、私が平素尊敬もし、またその見識に高い評価をさせていたいただいておりました中山郵政大臣から大変に刮目すべき、またさすが英邁な大臣の御答弁だなどという感を深くする発言に接したわけであります。

私は正確を期するため昨日の会議録のもとになる原稿を早速起こしていただきまして、手元に持つております。途中からでございますけれども、この全く日本型の放送を見ておきますと大変危なっかしい感じもいたしますけれども、国民の良識の中で育つてきた、何と申しますか、自主的な規制がそれぞれいろいろな問題を指摘されている中にだんだん目覚めてきている事態が見えるような気が私はするわけでございまして、その点で将来多くの問題を残していると私は思ひますけれども、国会で与野党の皆様方から御監視をいただきながら番組の内容をよくし、そしてまた、いろいろ放送メディアを改良していくための電波審議会とかそれから経営委員会の問題でこれからいろいろと御示唆をいた

だ、この後が重要でありますけれども、常に大抜本改正と言われるものに向かつて、理想の放送法をどうつくるかということに向かつて我々も研さんをしてみたい、同僚委員の質疑に對しまして、いわば隔靴搔痒の感の多かった昨日夕刻に至るまでの答弁の中で、まことに国民の意を体した、あるいは的確に問題の核心をつき、将来の展望を示された答弁として私は高く評価をしたわけであります。この文言において極めて重要なのは「常に」ということ、もう一つは、抜本改正という単純な文言ではないこと、「大抜本改正」と言われるものに向かつて、と極めて明確、これ以上明確なものはないと言われる答弁をされたのであります。その大臣の御見識に私は重ねて評価を申し上げます、こう思います。

【委員長退席、虎島委員長代理着席】

しかるに、本日十時から行われました審議に對しまして、これが残念なことに同じ大臣の答弁かと思われるような後退の発言に終始をしてしまつてゐる。すなわち、我が党の坂井委員の申し上げた背景を踏まえた上で抜本改正に言及された際、大臣は、現状に即した改正ではないのではないか、こう後退をしておられる。これは一体いかなる事情と心境の変化によるものか。歴史は夜つくりれるといふものの、昨日の夕刻、そしてけさに至るこの数時間の間に省内の調整が行われたのか、あるいはまたいろいろな御相談があつたのか、それは私の立場では知る由もありませんけれども、少なくとも放送行政局長の答弁、何度も繰り返され、この問題について掘り下げられた議論があり、そのいわば昨日の審議を収めんとする形で大臣答弁が先ほど申し上げた内容であつたわけでありませう。

昨日の郵政大臣の答弁、これは国会の審議でございまして、当然今なお生きておると私は思ひますし、「常に大抜本改正」と言われるものに向かつて、「この御決意は変わらないもので

ある、こう判断をするわけでございますが、申し上げる点をよくお踏まえたいで、再び英邁な御答弁を大臣からいただきたい、こう思います。

〔虎島委員長代理退席、委員長着席〕

○中山国務大臣 大変お褒めいただきお言葉が派手でございまして、この後はどうなるのかなと思つて心配をしておりますら案の定でございます。

実は私は別に変わったことを言つたわけではないと思ひます。きょうの坂井先生に御答弁申し上げましたのは、今回の改正はこの程度のことではないのではないですか、しかし、お互いこれからはできる限りこの国会の場に行きたいと思つておりますものでございまして、特に日本は情報を世界に明るく公開することによって世界の平和を保つていくという使命があると思ひます。その意味で、私は、マスコミと接点のあります我が郵政省がたぐさんのチャンネル、先般、八日の日に奈良県の生駒でのCATVの開局式に行きましたら、画面二十四、音声十七チャンネルという大変新しいCATVのチャンネル数を見ましたが、また双方向で、そのとき実験もいたしました、ある質問を出して、そしてそのテレビで聞きますと、それがテレビの画面にすぐ出てくる。これは民主主義の象徴的なものでございまして、これを、そのときに双方向テレビの中でその向こう側にいる本霊さんという方と、それから田谷さんというボランティアをやつた御婦人の方でございしましたが、その方々とそういう話を、会場でそういうやりとりをやつてくれということで、私そのときにそう申ししたわけでございまして。

民主主義の意見がすぐにはつとテレビに出てくる。これはこれからの民主主義に大変役に立つようでもあり、また、世論を誘導するようなことがありましたらこれまた大変危険なものになる、もろ刃の剣であるという感じがいたしましたので、私は、いろいろな意味を含めて、いろいろな知恵が出てきたときには理想に向かって法改正をすることになるでしょうというのがきのう申し上げた

ことでございます。

しかし一方、法律がなくてみんながそうだと思つてゐるものがないわけがありません。東京が首都だという法律はありません。遷都論が起る理由もそこだという気がいたしますが、それから、日曜日が休みだという法律もありません。だからこそ、土曜日は閉庁にしましょう、来年の二月から郵便局休みましょうなどと言わなければならぬのは、これは日曜日が休みだという法律があればいいのでございまして。土曜日が全部休みだという法律をつくるわけにもいきませんから、土曜閉庁、ひとつできるだけ休みましょうという話が出てくるのは、法律にしないで、みんながそうだなと思つてゐることが多い国ほど私はいい国だと思つております。

ですからその意味で、放送法に先生方が御不満を持たれる点は、それはみんながそうだと思つてゐる良識というもので運営していくのがこの放送法を運営していく郵政省の心である。答弁が揺れているというお話がありましたが、それは国民の良識、担当者、事業者の良識にゆだねてゐるという部分が揺れているように見られる部分だと思ひますので、これは決して揺れておられませんので、ひとつその辺は先生方にお見守りをいただくことが、将来に對するいろいろな法律の知恵をずつと盛り上げていくこと——外国では慣習法で憲法もない国があります。長い歴史の中でそれを積み上げた法律、どこで何をやるのだというところを見るのが法律になつてゐる国もあるわけでございますから、何でもかんでも法律で規定をするという国は余り良識の高い国ではない。むしろ良識をみんなが心で認め合うことが理想ではないか、こんなふうに思ひます。

○木内委員 私は郵政大臣と質疑を行うのがみずからの職務ということで真剣に臨むわけでありまして、大変楽しみにしております。おっしゃる点、引用も大変適切かと思ひます。今回のこの問題に對し部分的によくわかります。今回のこの問題に對し

た、この良識が集大成され、より多くの合意が得られるという形が望ましい、民主主義の恐らく根底部分に關する御言及であつた、こう思つたわけでありまして。したがうして、答弁がぶれてゐるのではない、これは郵政省の心である、その良識の、いわば郵政省のトップにある郵政大臣が、一々引用いたしますけれども、「常に大技本改正と言われるものに向かつて、理想の放送法をどうつくるか」ということに向かつて「お進みになる、これはいわば郵政省の心を象徴的に代表しておつしやつたこと、こう受けとめてよろしゅうございしますね。

○中山国務大臣 私がいつまでこの席におりますかわかりませんが、だから長いレンジを私が申し上げることも大変僭越かと思ひます。越権でもあるかと思ひますが、日本人の心というのは後に続くを信ずるというものでございまして、そういう意味で、後に続くを信じて自分の職責をこの席にありまして間全うしてまいりたいと思ひます。自分自身としては、先ほど申しましたような民主主義の根底を支えるマスメディアというものの怖さ、それから日本人は一過性でございまして、わあつと右へ振つたり左へ振つたりする。私は六百年の幕府政治の影響ではないかと思つておりますが、「赤信号みんなで渡れば怖くない」なんという言葉が堂々と出てくるような国でございまして、そのうち日本の非常識は世界の非常識、世界の常識は日本の非常識なんていろいろな言葉をここで並べれば、放送とかメディアがいかに怖いものであり、また有望なものであるか、その辺はどうするかというのが私は政治課題だと思ひます。これは与野党を通じての政治課題である、こう思ひますので、日本が世界の平和に貢献するためには我々はその面での貢献しかできないのではないか、そんな自分の政治家としての理想を申し上げたような結果が先生から御指摘をいただくようなことになつたのかと思つておりますが、信念としてはそういうふうな感覚で物を申し上げております。

○木内委員 政治家の、いわば理想としてのお話であつた。これは人として生まれ、世のため、人のために貢献をしたり、その一つの形として、選良としての議員の立場があり、またある程度まで上り詰めた大臣の立場がある。言つてみれば、これは行政の指針に直接つながるものである。し、そのお立場にある大臣の今のステータスといひますか、ポジショントークのようなものを踏まえられた上での御答弁であらう、こう思ひます。

そこで、放送行政局長にお聞きをするわけでありますけれども、その都度の改正ということではないわけでありまして、あくまでも技本改正を目標として今後、この放送法の改正というものはいつ入りに立つたところであり、大技本改正に向かつてこれからの歩みを運ばれるということになるのでありまして、その点の確認を、今度は放送行政局長にお尋ねいたします。

○成川政府委員 昨日来、たびたび御答弁させていたしておりますように、今回の改正は、放送の発展した現状に合せてやらなければならないから行政がうまくいかないような事態が到来したもので、それから、そういう観点からいろいろその改正を考へまして提案させていただいたような次第でございまして。部分的には規制緩和とか有料放送等々導入してゐるわけでございまして、今後の技術の発展の動向等を考へますと、放送関係につきましてもニューメディア等々いろいろなものが出てくることも考へられないわけではございません。先ほど来お話ございしますように、通信と放送との境界領域的な分野というものも、いろいろと新しいものとして出てくる可能性も秘めてゐるわけでございますので、今後は、従来のように放送法を固定したままという状況ではなくて、常に新たな観点で見直していくことが必要かというふうに思ひます。

そういう意味合いにおきまして、昨日来、必要の都度、適時適切にということをお願いしていただいておりますが、理想に向かつて常に私も行政は携わつていくべきでござい

ますので、常に理想に向けて状況の変化等に対応できるように努力していかなければいかぬというふうに考えております。

○木内委員 適時適切もこれあり、さらにまた大臣の答弁、それから今の理想という大変現実味を帯びた技本改正に向けての作業がこれから始まるであろう、こう受けとめていきたいと思ひます。大臣はうなずいておられる。きのうも大臣答弁のとき、何かあれです、局長の大変緊張されたお顔が印象的でした。これは明確であります。やはり目指すべきは技本改正、こういうふうに受けとめてまいります。

ついで、現在予定どおりにまいりますと、今日の午後、本法の採決に当たって附帯決議が付されるわけであり、現在協議中でありまして、ほぼ大宗の意見として合意を見ているものが手元に資料としてございますが、採決されたわけではございませんが、これは議会制民主主義のルールからいってコンクリートされたものとして、私は今受けとめております。

この第三項に、「今後、高度情報社会における国民のニーズの多様化、高度化が一層推進することを受けて、国民各層の意向を踏まえて新たな放送制度のあり方について見直しを含め検討を進めること。」この後に続かないのです、この文言は。さっきも全部すり合わせしましたが、改行するのです、ここで。「なお、必要の都度、適時適切に対処すること。」と、こうなっております、明確にセパレートされている附帯決議の案文であります。すなわち、「新たな放送制度のあり方について見直しを含め検討を進めること。」これは見直しを含めるという文言にお感じになられるように、技本改正を含む、こう判断をしております。御異議があればおっしゃっていただきたいし、御異議がなければ、そうした解釈として進んでまいります。よろしくごさいね。

○成川政府委員 今先生からお伺いいたしました附帯決議の原案といえますか、の線に沿って私どもやっていますかというように思っております。

○木内委員 今附帯決議の線に沿って私どもやっていたいというところであります、これは附帯決議の、私なりあるいは委員の間で確認をされた意味、解釈が私に受けとられていた、それを申し上げたというところであります、それをこの線に沿ってやっているとあります、これをすから、技本改正を含むというに当然帰結する、こういうこととあります。御異議ありませんかと申し上げたらそういう答弁でありますので、そのとおりになるか、こういうふうに思ひます。

それでは次の問題でありますけれども、この改正案の中で番組審議会の新しい形態についての改正部分があります。番組の質的向上の問題については、放送政策懇談会の報告書が放送事業者に対して、番組審議会の活性化などの期待を表明しているという形式をとっているわけであり、すけれども、今回の法改正を具体的にこういう形で打ち出された理由についてまずお尋ねをします。

○成川政府委員 番組の質的向上の問題につきましてはいろいろな方から御議論があるわけでございます、また最近でも、私も、放送法改正に關連いたしまして、諸団体から御意見も聞かせていただいたわけでございますが、その中でも質的向上につきましては御意見がかなりございまして、そういうことから、質的向上につきましましては国民的な課題と認識しているわけでございます。現在の番組審議会の活動状況を見ても、と、会社といいますが、民放によつてはかなり積極的にやっているとございまして、押しなべていいますと、それほど活発ではない、活性化していないという状況も見受けられるわけでございます。質的向上を図るためにはまず何よりも放送事業者自身の自律によるべきだというふう

に思われたいわけですが、その自律を促す手段として、内部機関である放送事業者が設置する番組審議機能を活性化していくということがこの際必要ではないか。それが一般視聴者との結びつきを強くして、一般視聴者、国民の意見というものが番組の向上に反映されていくのじゃないかというふうな観点から、今回のような提案をさせていただいたように次第でございます。

○木内委員 随分一足飛びに審議機能の新しい形を提案されることになっていくわけであり、すけれども、いわば放送の公共性あるいは事業者における自主的判斷を尊重するという点から考えますと、規制といったような形はできるだけこれをなくして自主的判斷に任せたい方がよいという意見が大宗を占めておられるわけでありまして、現行法の中で番組審議会の活性化を図ることは実際不可能なのかどうか、いかなる努力をされてきたのか、この点はどうか。

○成川政府委員 私どもも、要望というふうな形で、番組審議機能あるいは放送事業者に対して、活性化について何点かお願いいたしますが、要望をしてきたところでございまして、その後の状況を見ておられます。まだまだ十分でないところも若干見受けられるわけでございます。番組審議機能の開催回数一つを例にとりましても、かなり向上してきた分野も見受けられるわけでございますが、ただ一般視聴者との結びつき等々の観点からいたしまして、公表の仕方が、例えば番組基準にいたしまして、社屋に掲示しているだけであるとかいうようなところもかなり見受けられたりいたします。そういうことからいいますと、国民が民放会社の社屋に出向いて行って番組基準を見たいというふうなこともなかなか考えられないわけでございますので、そういう点からも、そのような公表制度というものを番組基準にいつてもつくと同時に、番組審議機能の答申の概要とか意見の概要等も国民の皆さんに知っていただくというところが今後の質的向上に結びついていくのじゃないかというふうなことから、今回のような提案をさせていただいたように次第でございます。

○木内委員 特に民放における番組審議機能のいわば機能の問題でありますけれども、委員七人以上で組織され、委嘱について若干の規定を設けているという状態、そのほかの運営については放送事業者の自主性に任せている。今回の改正法では、部内委員制を廃止して、委員は外部学識経験者に限ることとしているわけであり、す。

そこで、聞くところによると、部内者を外す、学識経験者に主たるメンバーを委嘱するということがあり、すけれども、きのうの答弁の中でこの審議機能のあり方に触れて、一般視聴者の声が反映されることを期待していると局長答弁されていまして、この一般視聴者とは一体どういう方々を指すのかという問題であります。その前に学識経験者とはどういうことも聞きたかったのでありますけれども、社会通念として学識経験者は私にもイメージできます。それから一般視聴者というところであり、すけれども、例えばごくごく一般的に家庭の奥の方、主婦の方、一般の視聴者ですね。

あるいは市井の一般の方々も全部入ると思ひます。局長のきのうの答弁は一般視聴者の声が反映されることを期待しているということであり、すから、こうした方々までひくく構成員メンバーとして期待をされておられることと受けとめておる、そのとおりですね。

○成川政府委員 私が申し上げた趣旨は、番組審議機能が答申などした場合に、その概要を省令で定める方法によつて公表していただくということとを今回の提案でお願いしているわけであり、す。そういたしますと、一般視聴者は公表されたものを見ることによつて関心を持って、自分の御意見なりなんなりを番組審議機能に言うとか放送事業者に言うというケースもあるでしょう、そういうことによつて一般視聴者の声が反映される道ができるのじゃないか、番組の質的向上に反映されていくことになるのじゃないかということでござい、す。

番組審議機能の委員の選任につきましては、一般放送事業者の自由といえますか自主性にゆだねられておられます、私どもとしてはできるだけ一般視聴者を代表されるような委員を選任していただけるように期待をしておりますし、学識経験者といいますが、番組の質的向上について関心の

強い、また、それについて良識ある方々が委員として選任されるように、一般放送事業者に対しては要望といえますか期待をされているわけでございます。一般視聴者の声が反映されるように、その委員の選任に当たってはそういう観点からやっていたらいいということでございますけれども、先ほど私が申し上げたのは、放送番組審議機関の意見の概要とか答申の概要を公表することによって一般視聴者がそれについて関心を持っていただいて、それで番組審議機関と一般の視聴者との結びつきができて、それがさらには質的向上につながっていくのじゃないか、三段論法か四段論法かわかりませんが、そういうふうなステップの話をお願いしたいところでございます。

○木内委員 今の答弁の前段部分で、一般視聴者の代表が選任されることを期待している、こういう答弁がありましたね。一般視聴者の代表、これはさっき私が申し上げた分野の方が当然含まれるであろう、一般視聴者の代表ということでありまして、これが一点。それからもう一つ、今局長の答弁でありましたのは、他方、一般視聴者の意見が反映されるような形として番組審議機関の概要の公表が行われ、これに接し、一般の視聴者が関心を持ち、そして環境的に番組の質的な向上が行われることが望ましいという、恐らくこの二点ではなからうかと思うのです。したがって、一般視聴者の代表が選任されることがよいという今の御答弁でありますので、必ずしも学者であるとか専門分野の代表ということではなく、例えばお子さんを持つお母さん方あるいは教育関係の、特に現場といえますかPTAの関係、こうした方々も当然含まれる。あくまでもこれは放送事業者の自主的判断に任せられるところでありまして、今局長の答弁を私は強いて理解しようとするばそういう意味にも受け取れる、こう思いますが、どうですか。

○成川政府委員 審議機関は国民である一般視聴者の代表としての役割を私ども期待しているわけでございますので、そういうことからいたします

と、一般視聴者のそのような声が代表されるものになるように委員の構成がなっていくのが一番望ましいわけでございます。

ただ、放送事業者の自主的な判断によって委員の選任はやっていただいているものですから、その選任に際しましては、放送番組の適正、向上を図るために設けた審議機関の委員としてふさわしい人材を選任していただけるように配慮していただきたというふうな期待をするわけで、私どもの方がこれというようない方を求めるわけにいかない。放送事業者の自主性にあくまでもゆだねて自律的にやっていただきたいということを期待しているところでございます。

○木内委員 放送事業者の自主性、自主的判断にゆだねるというのは私も全く同感であります。しかし、そうした放送事業者が法の運用の段階で、国会でいかなる審議が行われたか、また条文のあるいは番組審議機関における議論として、望ましい形として行政当局からの答弁もあった。こうしたことはやはり現場の審議機関の活性化あるいは実施面で大きな影響を持つものでありますし、私がる申し上げたことに對する局長の答弁から、また後ほど会議録も整理いたしますけれども、相対に幅広い国民の皆さん各層からあるいは一般の視聴者、いわゆる一般の方々の参加もあつてよろしいのではないかと、望ましいのだというニュアンスにお聞きしましたので、これは大変重要なところであろう、このように思います。構成メンバーについての私の疑問は以上にさせていただきます。

それから、申し上げたように、放送番組の向上というものはやはり放送事業者が自主的に行うべきものであると考えますけれども、この改正案で審議機関の機能の活用、意見、答申の概要の公表が定められている。こうした規定が入ることによって放送番組の編集に對して公権力の介入につながるのではないかと、いった声もあり、また懸念もあるものであります。特に、公表の方法を郵政省令で定めることとされているわけでありまして、この省令はおおむねどんな項目的な柱になります

か。

○成川政府委員 番組審議機関の答申が出た場合にはその概要、あるいはまとまった意見が出た場合にはその概要を公表していただくわけですが、その公表の仕方につきましては私ども現在考えておりますのは、普通の放送事業者の放送あるいは新聞その他、できるだけ多くの一般視聴者が見得るような方法ということ、非常に幅広い中で選択を一般放送事業者に任せるという形で考えております。

○木内委員 そうすると、局長、この省令の中身は公表の形だけですか。

○成川政府委員 中身につきましては先ほど来お話し申し上げているように一般放送事業者の自律という自主性にゆだねることとさせていただきます。私ども全然介入する気はございません。公表の仕方につきましては郵政省令で定めさせていただきますと考えております。

○木内委員 ですから、郵政省の省令の中には公表の仕方だけが盛り込まれるのですか。

○成川政府委員 おっしゃるとおりでございます。公表の仕方だけを決めさせていただきます。

○木内委員 それから、審議機関の意見あるいは答申の概要について発表が行われるという昨日来の答弁がありました。そこまでは概念的にわかるのですけれども、イメージとしてもうひとつ……。

例えばいわゆる低俗番組としてよく世論の中で話題にされるような番組があるわけですね。あるいは一貫したそうした流れというものの今の状況の中でややもするとある。例えば特定の放送事業者における特定の番組なりそうした番組制作の基本理念といったものについても当然審議機関では論及されると思うのですけれども、こうした具体性を持った概要の公表ということをイメージしてよろしいのですか。

○成川政府委員 先ほど来繰り返しておりますように一般放送事業者の自主性によってやっていただくということでございます。番組審議機関が意見としていろいろなことをまとめた場合にはそう

いうことになるわけですが、あくまでも番組審議機関自身が決めるべきこととさせていただきます。私どもは、このようなことをせよとかしてほしいというふうなことは中身に含めるものではありません。だから、番組審議機関がこの番組についてどうのこうのという意見を意見としてまとめ、それを放送事業者に言うといった場合にはその概要について公表していただくことになるということでございます。番組審議機関がやりとりするということのような議事録的なものを私どもは公表として求めているわけではございませんで、そういった自由な議論も行われたいということには求めはおりません。最終的に番組審議機関としてこのような意見を一般放送事業者とか民放会社に対して言ううじやないかといった場合に、その中身の概要を公表していただくようにして、一般視聴者にも公表の中を知れるようにしていただきたいということをお願いしているわけでございます。

○木内委員 もうひとつまだイメージがわいてこないのです。放送事業者の自主的判断、これはよくわかるし同感だし、まさにそれとおりでなければいかぬわけですよ。ただ、国民の立場から見まして、どういう形で審議機関の審議の中身がわかるのだろうか、接することができるといふところから、率直な疑問はあるでしょう。だから、議事録や何かを公表、私はそれはきのうからの質疑を聞いてよくわかつています。国民の立場から見ると、どういう形で質的向上に向けて番組審議機関が国民の声、一般視聴者の声を吸い上げてくれて、そしてどういう議論の過程をたどっているのかというコンクリートされたものは、これは事業者の自主的判断ですから、タイプとして恐らく当然だと思います。しかし、どんなイメージでこれが出てくるのかという率直な思いはあると思うのです。ただ概要公表では、イメージがわきますか、局長。

○成川政府委員 なかなかイメージがわかないというお話でございますが、過去の番組審議機関の

経験からいたしますと、いろいろな審議機関がございまして、活動はしているわけですが若干形骸化しているというような批判を受けることもないわけではございません。実質的にかんりの番組を取り上げて、意見として放送事業者に対して申し上げて、放送事業者がそれを受けて措置をしたというような例もございします。そういったことから、私も番組審議機関の活用をできるだけしていただきたいというふうな一般放送事業者に期待しているところでございます。

そういうことになりましたと、具体的に中身といましては、過去においても既にやっているところもございしますが、番組審議機関の委員の名前を公表していただくとか、あるいは資料の提供等を積極的にやってもらうと番組審議機関が審議しやすくしていただくような環境づくりをしてほしいということを含め、今一般放送事業者に期待しているわけではございません。そうなりますと、具体的な番組等も論議いただきまして、それについていろいろと御意見が番組審議機関としてまとまれば一般放送事業者に出されるわけではございません、その概要が公表されることになるのじゃないか、先生のおっしゃるような趣旨に近いものになるのじゃないかと感じております。

○木内委員 私の上上げる趣旨に近いようなものになるというところだけはつきりわかりましたので、期待をしてその自主的運営を拝見させていただきます。こういう気持ちであります。

きょうはNHKにも来ていただいております。時間の関係で絞り込んでお聞きしますので、簡潔に御答弁をお願いいたします。

今回の法改正に当たって事業範囲の拡大ということがありました。先般の六十三年度NHK予算の審議の際にも私は申し上げたのでありますけれども、いわば四年ごとに受信料の改定が行われてきた、これに整合性を持たせ中長期的な総合計画の策定を行うべきである。また、これに対して再三本委員会でもその旨の答弁があり、来年度の事業計画、予算案の提出、御報告のときにはこれが

用意されるということの答弁があったわけであり

そこでお聞きするわけでありましても、事業範囲の拡大に伴って当然収入の増加ということが見込めるわけでありましても、作業としてもう既に入っておられると思ひます申し上げた中期計画へ、この事業範囲の拡大による収入増、この繰り込みがまず行われるかどうか。

それから、二点目は、土地の信託方式によって新たな事業というものが法律が通りますと可能になってくる。既に愛知県名古屋の放送会館の準備が進んでいるようでもございしますが、これはこの法律の趣旨に沿って既に早期に着手されてこられたのか、あるいはまたその進捗はいかになつてゐるのか。さらにまた、申し上げた事業範囲の拡大の一角をなすものとしてのどのような形態、例えばテナントのあり方、さらにまた地域社会の融合あるいはテナントの業種、こういったものまで既にはつきりしておられる部分があったら御報告をいただきたい、こう思ひます。

○林参考人 今後、協会として取り組むべき中長期計画の点についてでございますけれども、現在副次収入は、六十三年度予算におきまして二十八億三千万円と、事業収入全体のわずかに〇・八%に相当する程度でございます。協会といたしましては、今回の法改正の趣旨を受けまして、今後副次収入の増加について積極的に取り組み、一般受信者の負担をできるだけ軽減したいということを取り組んでまいりたいというように考えておる次第でございますが、一方におきましてやはり公共放送としての節度を十分踏まえながらそれを展開していかなければならないというように考えておる次第でございます。

したがいまして、いわば飛躍的にこれを伸ばしていくというようなことにはなかなか見通しは得られないというように考えられるわけでもございすけれども、私どものいわゆる努力目標としての気持ちも申し上げますならば、今後五年間で少なくとも副次収入を倍増程度にはさせていきたいと

いうふうな考えておりました、これらの点も含めまして中長期計画の中に織り込んでまいりたいというふうな考えております。

それから、名古屋の放送会館の改築についてでございますけれども、この計画は、信託方式というふうな形ではございせん、一般的な土地の管理処分権の範囲の中での業務を考えておるわけでもございします。すなわち、老朽化しております名古屋の放送会館の整備につきまして、経費、用地問題などの点を含めましてかねてから慎重に検討してまいったところでございしますが、一方愛知県の新文化会館建設計画、名古屋市の栄公園地区総合整備計画というふうな計画もございまして、地元地域の要請におこたえしながら、都心部の限られた非常に得がたい一等地を最大限度に高度利用して協会財政の負担の軽減を図ってまいりたい、ということでも、余剰容積の活用ということに着眼いたしまして進めておる計画でございます。

この点につきましては、各方面からの提案競技を求めまして、昨年十二月に基本協定を締結いたしました。目下具体的な実施設計を進めておるところでございます。その上で契約関係については金額も含めて確保いたすことになっておりますので、いましばらく時間が必要かというふうな考えております。

余剰容積の活用という点では、建物についてはNHKの放送設備のために必要な部分、専有面積の部分とそれから提案事業者の方の専有する部分というものが、いわば共同建設的に建物を建てていくということになるわけでもございします。大体現在のところNHKの専有面積は建物の約二七%、それから提案事業者の専有面積が七三%を占めるというふうなことが考えられておるわけでもございします。当然その提案事業者の専有面積にはオフィスゾーンとして一般のテナントが入ることになるわけでもございすけれども、この点につきましても、NHKの放送センターである性格を踏まえまして、それにふさわしいテナントというものを期待し、基本協定の中にもそこあたりを織り込んで

でおるところでございます。

○木内委員 以上で終わります。

○塚原委員長 これにて休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後二時四十分開議

○塚原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。上田利正君。

○上田(利)委員 午前中にいろいろと放送関係に關しまして御意見がございました。もう私がやらなくてもいいような状態も出ておりますし、とりわけ午前中の最後の木内委員の質問に對しましては、大臣以下非常に明かな御答弁をいただいておりますが、これ以上申し上げることもないほどでございますが、実は与えられた時間、三十分でございますけれども、一つ、二つお尋ねをしたい、こう思ひます。

その第一は、午前中からでもございましたように、この放送法の抜本改正について、こういうこととでその方向が明確になりました。そういう中で実は今回の法の改正が出ておるわけでもございすけれども、郵政省におかれましては、放送法を改定をいたしまして、二年間いろいろな意見聴取をなされてこられたようでもございすし、さらに、関係団体からの意見も聴取をされたようでもございす。この放送法、郵政大臣の私的諮問機関という形でもございすけれども、この中に放送関係でつくっております労働組合、日放労並びに民放労連も放送法のメンバーとして入っております。たまたま、今後の抜本改正にも関連をします。まずそれをお尋ねをしておきたい、こう思ひます。

○成川政府委員 ただいま先生から御指摘ございました放送政策懇談会でございますが、幅広く御意見を伺いたいというふうな観点から、いろいろな方といひますか、有識者に御参加いただいているわけですが、その中には民放、NHKの関係

者も入っておりまして、御参加いただきましていろいろ御意見を聞かせていただいたわけでございます。したがって、その報告書の中身には、NHKとかあるいは民間放送の御意見も反映されているものと認識しております。

先生直接お尋ねの件にお答えしますと、日放労とか民放労連はこの放送政策懇談会には参加しておりません。ただ、民放会社あるいはNHKを代表する方々に参画していただきまして、御意見を聞かせていただいております。次第でございます。

○上田(利)委員 今の放送行政局長の御答弁を聞いておりました。放送事業者の意見は聞きになつておるようでございますけれども、そこに働く従業員の意見というものと、とりわけ、民主的な運営を行つておられます労働組合の意見を聞かない。しかも、NHKは公共放送でございます。そういう中で、その公共放送を支えておられます日放労の意見が聴取をされていない。さらに、民放各社に働く労働者でつづつておられますいわゆる日本民放労連、民間の放送の労働組合の連合会の意見すらも聴取をされていない。なぜ意見聴取ができないのか、この放送政策懇談会の中に入ることができなかったのか。やはり労働組合はどうもなじまないという考え方に立っているのかどうなのか。この点を含めてもう一度明確な御答弁、今後の抜本的な改正の問題もあるから、詰めて聞いているわけでございます。明確にお答えを願いたいと思うわけではあります。

○成川政府委員 ただいま御答弁申し上げたとおり、幅広く有識者の方々に御意見を聞かしていただくというところで、先ほど申し上げましたように民放界あるいはNHKから参画していただきました。御意見を聞かしていただいたわけではあります。しかし、幅広くといつても懇談会には御参加いただける人数に限りがございまして、そういうような観点から絞らざるを得ないわけですが、放送事業者、先ほど申し上げました民放とかNHKからも参画していただいておりますので、それによつて

放送のあり方ということについての御意見は十分お聞かせいただけるのではないかというふうに判断しているところでございます。

○上田(利)委員 国民の意見を取り入れて今日の民主的な放送事業が行われているわけでございます。そういう中から考えますと、局長が幅広く幅広くと申しますけれども、放送懇の意見聴取をした、あるいは放送懇のメンバーは横におきまして、今回意見を聴取した関係団体あるいは視聴者は何団体でございますか。それをまずお尋ねいたしたいと思います。

○成川政府委員 具体的な団体の名称も申し上げながら御答弁させていただきますと、日本民間放送連盟、日本新聞協会、日本放送協会、放送技術開発協議会、全国知事会、主婦連合会、日本PTA全国協議会、全国放送教育研究会連盟、民間放送教育協会、全日本テレビ番組製作社連盟、日本テレビコマーシャル制作社連盟、日本CATV連盟、日本広告主協会、日本広告業協会の十四団体でございます。これらの団体からいろいろと貴重な御意見を聞かせていただきました。これを法案作成の際に参考にさせていただきます。次第でございます。

○上田(利)委員 先ほどから多くの意見を聴取するというところでございました。今、意見聴取をした団体それぞれ御答弁していただいたわけですが、けれども、十四団体、そのうち全国知事会とPTA連合会、さらには主婦連、これがどちらかといつて直接放送に關係のない団体だと思つてございまして。あとはそれぞれ放送事業に關係する団体、十一であるわけではあります。しかも、放送懇のメンバーにも日放労や民放労連が入つていない。意見聴取の中にも、今言った十四の中には日放労や民放労連も入っていない。これはどういふことなんでしょうか。もつと幅広くといふことになれば、働く労働者の立場も聞かなければならぬし、とりわけ放送を受ける側、いわゆる視聴者と申しますか国民、こういう国民の声を聞くというその内容は非常に少ないではないですか。

全国知事会は地方自治との關係でございます。PTA連合会は、まあそういう意味では視聴者を代表し、あるいは国民を代表しているかもしれないが、これは学校教育その他に係る問題が中心だろうと思つております。主婦連は主婦の立場といふことにならうかと思つておられます。やはり国民のための放送、こういう立場に立つならば、この法改正に当たつてはもつと多くの国民の声を聞くべきではないかと思つてございまして。今後の問題もございまして。

しかも労働者の代表が入っていない。放送事業に關係する企業側は入っておりますけれども、労働者の代表の団体の意見が全然聴取されていないというところは、放送懇のメンバーにもならなかつたと同時に重要な問題だと思つてございまして。これらについて明確にそのお考えを示していただきたいと思います。

○成川政府委員 先ほど来の答弁を繰り返すことになるかもしれませんが、放送事業者ということ御参加いただいておりますので、放送關係に關する御意見等につきましては、私どもは十分そしやくさせていたいただいたというふうに考えております。

それから、視聴者を代表するという観点から申し上げますと、先生も先ほど御指摘ありましたように全国知事会とかPTA全国協議会とか主婦連とかいふような方々にも御参画いただきまして、その方々からも有益な御意見、例えば番組の質的向上等につきましても御意見等も承つておりまして、これは今回の法改正にも内容として反映させていたいただいているような次第でございます。私どもとしては精いっぱい御意見を聞かしていただいたというふうに考えております。

○上田(利)委員 そこでもう一つお尋ねいたしますけれども、この法改正に当たりましてそれぞれ意見聴取をされました。私自身としては十分な幅広い意見聴取ではあり得なかつた、こう思つてございまして。けれども、意見聴取を行った中でいろいろと法改正にこれを生かしたのもあると思

うのでございまして、まず意見聴取はどういう形で行われたのか。それぞれの団体に個別に會つて長い時間をかけて聴取したのか、あるいは何かアンケートみたいなものを出してざざざと聴取したのか。どういふ方法で意見聴取をしたのかというところが一つ。もう一つは、意見聴取をしたものをどのように今回の法改正に生かしているのか。この二点をお答え願いたいと思つてございまして。

○成川政府委員 書面でもいただいたケースもございまして、個別に來ていただいた時間をかけてお話を聞かせていただいたものもございまして。今手元にその分類と申しますか区分は持つておりませんが、そういういろいろな形でやつておるわけなんです。かなり時間をかけてお聞かせいただいたというふうなケースがあるわけでございます。

それから、意見を聞きましてそれをどのように法律に反映させたかというところでございまして、その中身について申し上げますと、NHK、民放の併存体制については堅持すべきであるというふうな御意見がかなりございまして。それからチャネルプラン策定根拠の明確化につきましても御賛同をおおねいただいているというところでございまして。それから放送局の免許の有効期間の延長をしてほしいという御意見、それから放送番組の中身についていろいろと問題があるので質的向上について図っていくべきじゃないかというふうな御意見もございまして。これも今回の法改正の中身として反映させていただいてる点だと思つております。それから放送番組に關する一律的な規律の見直し、放送番組につきましても現在一律的な規律がなされておるわけではあります。これにつきましてもメディア特性に応じて規律を見直すべきではないかという御意見等が多かつたわけでございます。それらを今回の法律改正には反映させていただいておるような次第でございます。

○上田(利)委員 今御答弁いただいて、まだまだ十分でないというふうに私自身は感じておるわけでございますけれども、時間の關係もございまして

す。今後放送法の抜本改正に向けてさまざまな対応をしなければならぬと思うわけでございますが、その際、幅広く意見を聞いていくという立場の中で、やはり関係労働界を代表して日放労と民放労連、これを入れていただきたいと思っております。ひとつこの確認をとっておきたいと思っておりますが、いかがなものでございましょうか。

○成川政府委員 今直ちにそのような調査会なり懇談会なりを設置して抜本的に取り組むという考え方はございません。先ほど来先生方からもいろいろとお話がございまして、常に理想を追って検討を続けていかぬという点、私どもも同感でございます。常に新たな観点で見直していかぬといふふうには考えておりますが、それと同時に、この法改正によって将来にわたる基盤づくりをしていただけるものというふうな考えでおりますので、それに従いまして必要があれば随時、適時適切に改正すべき分野もあると思っております。それにつきましてもあわせて考えていきたいというふうに思っております。

したがって、それらにつきましても、大がかりなものをつくるかどうかというふうなことにつきましても将来の問題でございしますので、先生の御意見は御意見として承らせていただきますが、ここで将来にわたることにつきましては私、責任を持って御回答申し上げるわけにいかないわけでございます。

○上田(利)委員 今後どのように抜本的に改正するかということは午前中の論議で尽くされておりますから、私は、改正が行われるとするならば、言うならば広く国民の意見を聞いていくという基本方針があるわけでございしますから、その中に関係の労働者の団体として日放労と民放労連は入れてほしい、そういう方向で確認をし、明確にしておきたい、こう思っております。明確にしておきたい、これは入れれば何か都合があるのでございまいしょうか、もう一度お尋ねをいたしておきます。

○成川政府委員 現在といいますが、先ほど来設けておりました放送政策懇談会につきましては放送

送事業者に参画していただいておりますので、放送関係のことはそれによって十分意見を集約いたしますが、それによって十分意見を集約いたしますが、今後の問題につきましては、現時点におきましてそのような調査会だとか懇談会を直ちに作るというふうな考え方はございません。したがって、将来の問題として先生の御意見は御意見として受けとめさせていただきます。今後の参考にさせていただきますが、ここで約束するといふわけにはまいりません。

○上田(利)委員 今後意見聴取等を行う場合については、その放送事業に携わる労働者の代表、日放労や民放労連を入れるように、この際、強く要望をしておきます。

次に、もう時間がございせんから法改正の中心は触れられませんが、今回の改正は再三言われておりますようにおむね現状追認というふうな形の中で法改正が行われてきております。したがって、急速な情報化社会を迎えておる今日の我が国の状況の中ではこれは現状にそぐわない、こういう考え方は私ども今までの委員と同じ考え方でありますけれども、今回の改正の中で改正案の二条の二でございしますが、放送普及基本計画が定められております。この改正案の二条の二、放送の計画的な普及、健全な発達についての基本事項はすべて郵政大臣にゆだねられておる、こういう形になっております。そういう中では、国会の持つ権限を行政当局に大幅にゆだねてしまったというふうなことがうかがわれるわけでございしますけれども、これにより今後番組の内容が行政当局の恣意によって左右されるのではないかと懸念をされておりました。放送事業者にとりましてもそういう懸念が出てくるわけでございしますけれども、これらの懸念に対してどのような見解をお持ちか、明確にお答えを願いたい、こう思うわけでございします。

○成川政府委員 放送普及基本計画は、現行チャンネルプランで実施しておりますものを、法律的な根拠といいますが、根拠をより明らかにしても

らいたいという御要望等も放送政策懇談会なんかに出ておりますし、また、先ほど来お話し申し上げておりますように関係者団体から御意見を聞かせていただく場合にもそのようなことが言われておりました。それをより明確化するためこのような改正案を提案させていただいたような次第でございまして、郵政大臣の持つ権限につきましては今回の改正によって何ら変更があるわけではございません。

それと、番組の内容につきまして行政当局が恣意に介入するんじゃないかという御懸念があるというお話でございますが、この放送普及基本計画というのは、置局に関してどのような置局をしていくか、普及を図っていくかという点、また集中排除の原則の問題とかいうようなものを盛り込んでいくことを考えておりました。番組の中身について行政が介入するというようなことは考えられません。そのような法案になつていくわけでございします。

○上田(利)委員 番組の内容等には行政が介入することはない、こうおっしゃいました。この点は明確に確認をしておきたいと思っております。

そこで、時間がございせんけれども、この改正法案全体を見まして、許可事項それから省令で定める、こういうことが今まで以上に多くなつてきております。従来から、憲法で保障された表現、言論の自由を照らして、放送事業者の自主性を尊重する立場から行政としては規制はなるべく緩和することが望ましいという方向が示されておりました。それが、今回見ましても全体的に九つから十つ許認可あるいは省令で定める、こういうことが出ておるわけでございします。これは今までのそういう緩和するという方向から見ますと、逆にふえておるわけでございまして、逆行しておると思うのでございしますが、その点どのようにお考えになるか、お尋ねをいたします。

○成川政府委員 先ほど来お話しございましたように、今回の法改正は、放送のメディアがかなり多様化、高度化してまいりましたし、放送事業者

の数も民放百五十社というように大変多くなつてまいりました。その現状にふさわしい法構成になつてないんじゃないかという観点から、手直しをするといいますが法改正をさせていただくということでは提案させていただいたわけでございします。それと、若干違う点と申し上げますと、番組規律の一律適用を緩和するというような規律緩和も含んでおります。それと有料放送制度も入っているわけでございします。

先ほど申し上げましたように、チャンネルプラン、現行郵政大臣がやっているわけですが、それを放送普及基本計画に、根拠をより明確にするという形で二条の二に入れていただこうという形にしているわけでございします。それを法的に書きあらわすこととなりますと省令というふうなことで書きあらわさざるを得ないということ、省令というものの新たな出てきておりますが、これにつきましても現在チャンネルプランでやっている中身をそのままあらわすというふうな考え方でございまして、特にこれによって規制を強化するとかいうようなことはございせん。

それから、番組審議機関の答申の概要あるいは意見の概要につきまして公表する手法を講ずるといふこととございしますが、これも公表の方法をちよつと細かく法律にまで規定するのはどうかというふうな観点から、幅広く、午前中に御答弁させていただきまして、ある程度幅を持たせた中で選択をしていただくというふうなことで省令を設けるというわけでございまして、これによって規律を強化するというふうなことはにはならないんじゃないかというふうに私は考えております。

○上田(利)委員 省令であるとか許可事項はできるだけ少なくし、緩和をしていくという、規制を緩和をするという、こういう方向をとるよう強く要請をしておきます。

最後になりましたけれども、今の関連で、省令要綱などはもうでき上がっておりますのでございしますか。実は審議するに当たりまして、そういう

とするということがあるのでそのままずっと続いておる。私は、ここまで放送というものの大きな役目からいって、この場合はもっと新しいあり方をすべき時期ではないかと思うのでありまして、大臣の方からそのような意味でのリーダーシップあるお考えをお聞きできればありがたい。

○中山國務大臣 いろいろな審議会がございまして、NHKの経営委員会にいたしまして、先生の今御指摘の電波審議会、そういう審議会の委員の先生方自身のいろいろな遠慮のない御発言というの、やはりある種非公開の部分もあって仕方がないんじゃないかなという感覚もありますし、アメリカでもフリーダム・インフォーメーション・アクトでございまして、情報公開法というのを持ちまして、ほとんどの情報を二十五年たつたら公開をするというふうな、二十五年という時間を置いていろいろな機密を公開する原則を持っておるようでございます。日本でも情報公開というふうな問題がよく議論をされますが、そういう意味では審議会が御議論なすったもの、遠慮なしに御議論いただいた結果は、公開して差し支えない部分は記者会見などで外へ出てくるわけでございますので、その意味では自主的な御判断にお任せする以外にはない。この間の予算審議、NHKの六十三年度予算を御審議いただきました際にもNHKの川原会長もおっしゃっておられました。が、公開をする原則というのには大変有意義でありまして、私どもからそれに対してとやこう言う権限がございませんで、審議会の先生方の自主的な御判断で最後は御決定いただく以外にはないのではないかと思います。

○阿部昭委員 例えは私のいた資料によりますと、電波監理審議会が最近二年間の間に八十七件のうち七十五件は諮問されたその日のうちに答申される、即日答申。その前の二年間は百二件のうち七十七件が即日答申であったということとです。簡単なものと難しいものというところあるんだらうと思いますが、実際にはこの審議会の中というのは——いろいろな審議会があるわけ

でありますけれども、米価審議会など、ああいう今非常に難しい局面に立っておる審議会、利害もいろいろ入り組んでおって、政党政派もいろいろで議論のやまかい審議会とて、実際、資料は全部公開なんですよ。電波監理審議会はメンバーは五人ですか。五人くらいでやるとどうしても仲よしクラブになるものじゃないかという気もするのです。今度も国会の承認人事案件であります。が、この電波監理審議会の御議論を公開することに反対するよう委員の皆さんでどうしてマスメディアの最も急先端を行く重要な部分をやっていかれるか。国民の合意がなければ放送事業にしても何にしてもうまくいかぬのだからと私は思うのであります。

そういう意味では、郵政大臣が私どもの方とやこう言うわけにいかぬとおっしゃるのであります。国会の中でそういう強い議論があるというところを、そういう議論というのは努めて国民の前にさらす、そのことがやはり放送事業というものを大きく発展させることになるであろう、私はこう思っておるわけでありまして、ぜひひとつ一歩進めたお考えを期待したい、こう思っておるわけでありまして。

同じ性格であります。今のNHKの経営委員会というのには会議録はつくっていらつしやるんです。

○林参考人 経営委員会の審議に当たりましては特に一問一答のような会議録の作成まではいたしておりませんが、経営委員会が任務といたしております議決事項等につきましては、その事項及び決定された中身については記録にとどめて整理をいたしております。

○阿部昭委員 この会議録は経営委員会の中に置いておくものであって、どこにも一切出さないという性格のものであります。

○林参考人 経営委員会の運営につきましては、経営委員長がおかかわりになりますことと申してもよろしいかと思っておりますけれども、どのような形で運営をしていくかというようにことで経営委員

会自体でいろいろ御討議になるわけでございますが、現在の時点におきまして、経営委員会といたしましては、いわゆる自由な意見の交換の中で、できるだけ全員一致を原則として協会の重要な事項について意思を決定し、これを執行部に執行せしめることにしたいということから、どうしても自由で活発な議論に制約を受けることにならないよう公開よりもやはり現在のやり方、すなわち非公開といえますか、それを前提にして運営していった方がよろしかろうというように経営委員会がお考えになっておられると私も承っております。

○阿部昭委員 ちょっと後ろへ戻ったのです。この前、川原会長さんは、できる限り公開する、こういう意味の御発言を、私、速記録を読んでもみすと御答弁なさっておるのですが、公開しないというのが経営委員会の立場ですと、会長の御発言とはこれは違うのですか。

○林参考人 経営委員会の審議の内容等につきましては、できるだけ国民の方々に御理解いただく必要があるという点については会長がお答えを申し上げたとおりでございます。

現在の状況についてたゞいまお話を申し上げたわけでございますけれども、経営委員会で議決を見ました事項と申しますのはすべて協会の執行部にそれを移していくということになるわけでございます。まして、議決された中身について外部に説明していく際に、会長あるいは協会の担当者から一般に新聞記者クラブその他にも御説明を申し上げていくということでございます。

また、経営委員会におきましては必要に応じて、例えば視察者会議などにも御出席いただく中で、できるだけそういつた一般視察者の御意向の吸収というふうなことも時に応じて行っておられるわけでございます。経営委員会の活動状況というものについてできるだけ国民の方々に御理解いただきたいという趣旨については会長の申したとおりでございます。

○阿部昭委員 郵政省は、例えばNHKの経営委員会のいろいろな協議の内容というものの報告

を受けておるのですか、受けておらぬのですか。○成川政府委員 先ほどNHKの方から御答弁ありましたが、速記的な議事録は私も提出は受けておりません。何か先ほどの御答弁ですとつくっていないというようなお話でございますが、委員会の経過、どういった議事があつてどういった決になったかというようなものは参考として提出を受けております。

○阿部昭委員 これから例えばハイビジョンの關係あるいは衛星放送の關係、場合によると公共放送としてのNHKは料金の問題などもどうするかといったような、視聴者、国民からとてみれば非常に深いかわりのある問題もいづれ直面してくる問題になるのだからと思うのであります。

私が申し上げますのは、そういう中で民間放送とNHKはやはり違う、国民の、視聴者の理解と協力の上にNHKというの基本的には成り立つ。そういう面からいいますと、NHKを今後どのようにやっていくかというこの基本的な方針を定めるところの経営委員会の中身というの、やはり国民の目の前にはつきり訴えるものは訴える、協力を求めるところは求める。NHKの中身を本当にどうやろうとしておるかということでは、本当の意味の発展は難しいんじゃないかという懸念を私は持つわけでありまして。

そこで、この経営委員会の御議論というものが国民にできるだけ正確に伝わるようなことがぜひ必要である。せめて現段階では、郵政省に報告されておるもの、この程度のものであれば国会を通じてでも国民の前にわかるようにしていくということではないかと思うのですが、大臣はどうでしょう。

○成川政府委員 先ほどから御答弁申し上げておりますように、会議録というが議事録みたいなものはつくっていないというふうな答弁が先ほどNHKからございました。私どももつくっていないのは受け取りようがないわけで、提出を受けてお

りません。私も受け取っておりますのは、委員会の経過を記したものを参考として受け取っているわけですが、それを私も勝手に公開するということにはまいりません。先ほど来お話し申し上げておりますように、最終的には経営委員会の判断によるものでございますので、経営委員会がいろいろのことであれども別にあれなんでしょうが、経営委員会が従来から活発な御議論、自由な御議論を確保するという観点から非公開ということをやっているようにございまして、これにつきましては経営委員会の了解を得られれば公開するにやぶさかではございませんが、まだそういう経営委員会の御意思も確認しておりませんし、聞いておりませんので、差し控えてさせていただきます。

○中山国務大臣 局長から申し上げましたとおりでございますが、そのためにも非公開でお任せをして、公共放送、自主放送をやっていたくという意味が、経営委員会の委員を御指名申し上げるときに両院議員の先生方に御承認をいただいたいて、任期中にはお任せをいたしますので、どうぞひとつ国家国民のためによろしく願いますという委任をしている形であると思っております。その経営委員の皆さんがお決めくださいましたら公開をされてもよろしゅうございまして、皆さんの御意見がそうでない場合には、先ほどから答弁を重ねておりますが、今のところいたし方ないという感じで受け取っております。

○阿部(昭)委員 これ以上申し上げませんけれども、問題は、さつきから申し上げておりますように、今後国民の協力をさらに求めねばならぬところがたくさん出てくるわけでありまして。そうすると、もともと本当の中身というものを国民の目の前にさらして、NHKはこの現状からこのようにいくのだ、だから国民は協力してくれ、こうならなければいかぬというのが私の物の考え方なんです。

したがって、この経営委員会というのは、大臣の方の今のお話ですと、その皆さんが中身のこと

は余り知らせてくれない、非公開でいきたいと言うなら何ともやるべき手がないというものでないかろうと私は思うのです。例えば川原会長のように、ああいう御意見さえちゃんと委員会に来て申しておられるわけでありまして、やはりこれらの将来を考えると、国民の目の前にできるだけの多くのものを情報公開していく、そして国民の協力を求める、こういう立場に立つべきであると思っております。今の局長の答弁も大臣の答弁も、この間の川原さんの答弁よりもずっとはるかに後退したという感じがするので、まことに遺憾千万に思います。

そこで、時間がございせんので最後にお尋ねをいたしたいのは、NHKの経営の問題もある、それからNHKが取り組んでおるハイビジョンの問題もある、そういう意味で、本来NHKは公共放送である、営利を目的とすることはやらない、これがNHKの原則でありました。しかし、だんだんそうも言っておられないようなことが最近のNHKの事業計画の中、あるいは将来の見通しの中には出てくるように思われる。このことについて、NHKの予算審議の際にお尋ねをいたしたとき、節度をちゃんとしていきたいと、営利を目的としないことにならぬと、節度をちゃんとしたいと、節度というものは、民放と公共放送NHKの、その紙一重の境界はどこなのかということと、私は明快にお聞きできませんでした。その節度というのは一体どの辺のところになつていくのか、お聞かせいただきたい。

○林参考人 情報の流通が非常にマルチメディア化といいますが、非常に複雑多様になっております現在の放送をめぐる環境の中で、端的に、これによって節度を保ち、これによって節度が逸脱するということに御説明するのは非常に難しいわけでございますけれども、今回改正放送法の中で織り込まれております九条三項の業務につきましても、法文の中で明確に、本来のNHKの業務の運行に支障のない限度において、あるいは大

臣の認可を得てというような形ではつきり規定されておるわけでございますし、本来NHKの予算、事業計画につきましては、国会の御審議、御承認を得て成立するものでございまして、当然そういった中におきましてもいろいろ御指摘をいただくことに相なるわけでございます。

私もまたいたしましては、受信料を基礎に運営いたしておりますNHKの公共放送のありようについて、国民の皆さん方からいろいろ御意見を伺たれることのないように運営していくということが何よりも基本だというふうに考えておりますが、一つ一つの業務について、この範囲についてはこうというように、端的に申し上げることは非常に難しい次第でございます。

○阿部(昭)委員 この間の委員会の際に、節度というものをきちんとしたいということでありまして、節度というのは、今のようになると、一体節度というのは随分幅があるんだという感じがしますね。きょうは時間がございせんのでそこを全部お聞きするわけにはまいりません。恐らくそこまでの答弁の準備もないんじゃないかと思うのであります。

したがって、私がこの前言いましたように、NHKがある、関連会社がある、関連会社のまた孫会社が出ていくというように、どんどん広がっていくかざるを得ないと思うのです。今の状況を見ると、営利を目的としないというNHKの立場とコーポレーションによって成り立っていく民業との関係の境界はどこなのかというの、やはりこれは大変難しい問題になってきている。したがって、私は、きょうでなくて結構ですから、一体どのあたりがどのようになつていくのかということ、一遍ぜひひとつ御議論をしてお聞かせを願いたい、このことを希望いたします、私の質問を終わります。

○塚原委員長 尾形智雄君。

○尾形委員 質問も最後になりますと、各委員が各分野からそれぞれの立場で質問を申し上げる、

そういう面から重複する面が出てくるかも知れません。また、出席しておられても居眠り等をしておりまして、聞き漏らした点が多々あるうかと思っておりますので、そういう面でも重複等がございましたらあしからずお許しをいただきたいと思っております。

今回の放送法及び電波法の一部を改正する法律案でございますが、私は、主要な部分は三つあるというふうに考えておるわけでございます。その第一が規制の緩和でございます。すなわちNHKの業務の拡大、そして民放の免許期間の延長、それから番組規律の緩和であるというふうに考えておるわけでございます。二番目は、衛星放送を目的とした有料放送制度の新設であると考えておりますし、それから三番目に、番組内容の質の向上のために各放送局にあります番組審議会を活性化させることであるというふうに理解をいたしておるわけでございます。

現行法がNHK法と言われておりますけれどもNHKを中心としておるのに対して、民放やニユーメディアを含めた放送全体を対象にするように整理がされておりますし、さらにまた、今後の主流になるだろうと言われております衛星放送やハイビジョンにも力点を置くなど、この改正は努力の跡が見える改正案だというふうに評価をいたしておるところでございます。

さて、そういうことで、民放の件でございますが、民放は、その存立基礎は言うまでもなく広告料収入でございます。この広告料という広告は無限に拡大するものではございせんので、大局的には有限、そして固定的なものであるわけでありまして。このパイをネットワークを中心とする民放各社が分捕り合戦をしておるというのが現状であろうと思っております。例えば昭和六十一年の我が国の総広告料は、電通の調査によりますと、三兆五百十五億円だというふうに言われております。民放全社が今百三十六社あるようでございますが、この百三十六社の営業収入はこの全体の広告収入の約三分の一、一兆四千八百八十八億円だというふうに

の味方と言わなければかりに人の私生活にまで土足のまま踏み込んでくる。その実、多くの低俗な、ぞき趣味を満足させるのがせいぜいであると言つても過言ではないのではなからうかと思ひます。しかも、すべて容疑がなかったり人違いであつたり事実誤認であつたりするケースが往々にしてあるわけでございます。事前に大々的に報道をして、事後の訂正やおわびを言うのは無視されるか通り一遍の寡少なものになつておるといふ場合が非常に多いわけでございます。自分たちが偏見、独断、予断、先入観を持って誤想誘導的報道をするや、報道そのものの内容が例え誤りでも、自分たちが正しいという思い上がりでその報道を事実としてまた資料として反復して報道するという姿勢が往々にして見られる場合があるわけでありま

す。技術革新そしてマスコミの発達、日常生活の著しい近代化、多様化、さらに価値観とか関心の多様化で膨大な量のニュースが分刻み、秒刻みで流れてくる現状でございますから、マスコミもすべて真実のほどを確かめて報道するといふのは無理な場面もあるかと思ひます。しかしながら、人間のすることだからミスもある、だからといってミスは構わないというわけにはいかないわけでございます。マスコミの公共性、広範性、影響力を考えてみますと、慎重の上にも慎重な配慮が必要だということだと思ひます。

番組審議の機能を強化してまいりまして、具体的権限がなくて単なる答申機関にすぎないといふことになりますれば効果は期待できないのではないかと思ひます。もちろん言論、思想、報道の自由は民主主義社会の基本でございます。過剰な無秩序的報道は、言論報道機関が自分で理想を汚し、自分で墓穴を掘つていふような気がしてならない場面が多々あるわけでございます。私は、こういう考え方のもとに次のことについてお尋ねを申し上げたいと思ひます。

まず、報道ミス、特に人権侵害等に関しましては罰則を設ける必要があるのではないかというこ

とであります。例えば免許取り消し等の罰則でございます。この点についての考え方を聞ききたいと思ひます。

次に、ニュースの誤報は速やかに取り消しました訂正するといふことでございますが、放送法では、放送以後二週間以内に訂正放送の要求があつた場合は、調査して判明した日から二日以内に訂正または取り消すといふことになつておるわけでございますが、これは短過ぎるのではないかと感じます。この点についての御見解をお願いいたしたいと思ひます。

現在はビデオ録画が普及しておりますし、また事実によつては捜査機関等の判定によつて訂正を求める場合もあるわけでありま。その時点で、新しいニュースとして報道するだけでなく、古い部分の訂正、取り消しもすべきだと考えるわけですが、いかがでございますでしょうか。この点についての御答弁をお願いいたします。

○成川政府委員 放送事業者が真実でない放送をいたしまして権利の侵害をしたような場合には、放送法第四十一条の規定で先生御案内のとおり訂正放送等をしなればならないことになつておるわけでございます。放送事業者がこの規定に違反した場合につきましては、放送法の五十六条で当該放送事業者は罰金刑に処せられることになつておりますし、また電波法七十五條の規定によりまして、違反した場合には免許取り消し処分にもせられることになつておるわけでございます。必要なる制度的な措置などは施されているのではないかと考えております。

それから、訂正または取り消しの請求し得る期間が放送のあつた日から二週間以内になつておるの短いのではないかとのお話でございますが、無線による放送は、有線もそうかもしれませんが、特に一過性の性格を持つておりますし、長い時間が経過した後から真実が何かといふことを発見しようとしてもなかなか難しいといふような観点から、長い間訂正放送の請求をなし得ることとは好ましくないのではないかとおられるよう配慮

から、現在放送のあつた日から二週間以内としておるところでございます。

二週間たつたら絶対訂正放送ができないかといふことでございますが、これにつきましては、請求があつた場合においてやるかどうかといふのは放送事業者の編集の自由に属する問題でございますので、当該放送事業者が判断して訂正放送すべきかどうかをやらざるでしようし、そうでないと考えた場合にはやらないというケースもあるわけですが、いずれにいたしましても、二週間経過した後には放送事業者の判断、放送番組編集の自由によつてねられる部分でございますので、放送事業者みずからが判断すべきものと考えます。

○尾形委員 いろいろ細かく質問したいわけでございますが、時間がないうけでございますのでまたの機会にいろいろ議論をさせていただきたいと思つておりますが、いづれにいたしまして、一方的報道で大変苦しんでおる立場の人もたくさんいるといふことでありまして、そういう人たちのどういふふうな救済していくかといふことは大変大事なことではなからうかと思ひます。人権侵害に対する取り組みを基本に置いて放送は考えていかなければいけないのではないかと思つておるわけでございます。その点について十分御配慮をお願いしておきたい、かように思ひます。

最後でございますが、今度の放送法ではNHKの経営の安定のために副業を認めることになつておるわけでございます。これもいろいろ考え方がありまして経営を安定してといふことが前面に出てきたことと思つたので、それも意図するところは十分わかるわけでございますが、これが民業圧迫にならないかどうかといふふうな点が危惧されるわけでございます。

民放関係者の意見を聞きますと、NHKが片や受信料をもらつてまた片一方で制作、貸しスタジオなどの副業を始めましたら民放は太刀打ちができません、そういう意見もあるわけでございます。NHKが分割・民営化でもなつたといひました

ら民放各社は深刻な経営危機にさらされるといふふうな意見もあるわけでございます。

仮定の話としてお伺ひしておきたいのですが、NHKが民放化した場合、市場独占率と申ししましうか、これらの点について試算をしたことがあるかどうかといふことをまずお伺ひしまして、もしあつたらどのくらい独占率になるのかといふことをお知らせいただきたいと思ひますし、なかつたならば、一回そういうことも試算をしてみて民放の圧迫度をひとつ明示していただきたいと考えておるわけでございます。NHKそれから民放共存の道、これは求めていかなければいけないこととでございますが、そういうものを真剣に考えていく面からいたしましてこのことは必要であると思ひますし、また放送法の趣旨を生かすために必要であると考えておるわけでございますが、その点についてのお答ををお願いいたしたいと思ひます。

○成川政府委員 第一点の第九條第三項を設けましてNHKがスタジオをお貸しするといふようなことについて、民業圧迫になるんじゃないかといふようなお尋ねの件でございますが、我が国の放送体制は、先ほど来お話がございましたように、公共放送であるNHKと民放との併存体制といふことでやってきておるわけでございます。NHKはやはり受信料に経営財源を依存せざるを得ないといひますか、大部分を受信料で賄うという形は、今回の副次収入を得るといふような道をつけても変わらないわけでございます。

NHKの本来の目的を達成するための業務の遂行に支障のない範囲内において、従来から蓄積されておりますノウハウを使って番組を受託を受けたときにはつくとか、あるいは現在保有しております施設、スタジオ等につきまして、あいている時間につきましてお貸しをしていただくといふような、賃貸させていたいただくようなことを考えているわけでございます。このような限られた範囲内でございますものから、収入の規模も大変小さいわけでございます。数年間たつ

て数十億円程度にしかならないんじゃないかというふうにはNHK自身も試算しておりますし、私どももその程度じゃないかというふうな認識をしてるわけでございます。

さらに、そのような業務を始める際には郵政大臣の認可に係らしてござりますて、その際どういうふうな基準といふか観点から認可するかというのを申し上げますと、公共放送として行うにふさわしいというものでなければならぬというふうな思っております。それから、民間といったものに競争するようなものでないかどうかということも認可の際にはチェックしていきたいというふうな考えをしております。このようなことからしますと、民業を圧迫するといふような事態にはとてもつながらない話ではないか、つながらないというふうな考えているところでございます。

それから先ほど、試算についてやったことがあるかというふうなお話でございますが、試算につきましては、現在といえますか、やったことはございせん。我が国の放送は、先ほど来申し上げておりますように受信料に依存しております。受信料収入によって賄っております公共放送たるNHKと広告料収入に依存しております自由な私企業としての民放との併存体制で切磋琢磨しながら今日の発展にまで至っているわけでございます。今後ともこの併存体制は堅持すべきものというふうな認識しております。

それからさらに、試算したことがなければ市場独占度等も試算して考えてみたかどうかというふうなお話でございますが、試算の前提として置く条件が、例えば経営財源、広告放送と受信料というふうな違いもございますし、それを基準にして市場独占度といふかを計算していいのかというふうなこともわかりかねますし、いろいろと前提条件によって結果が左右されることにもなりかねませんので、そのような試算は難しいんじゃないかというふうな申し上げざるを得ませんことを御了解いただきたいというふうに思っています。

○尾形委員 これも時間がございませんのでまたの機会にいろいろ意見を述べさせていただきますかと思ひますが、いずれにいたしましても、NHK、民放というものは共存の道を探りながら切磋琢磨して努力していかねばいけないということだろと思うのです。そういう中で、今局長が答弁がございましたこともよく理解ができるわけでありますが、だんだん肥大化して民放を圧迫するといふことのないように十分配慮していかなければならないということでありまして、受信料を中心として運営されておるNHK、そしてまた広告料を中心として運営をされておる民放、個々のそれぞれの持ち分を十分堅持しながら発展をさせていかなければいけないと思ひます。

NHKが子会社をつくつて、そしてまたその孫会社をつくつてというふうな形になってまいりますと、直接NHKは関係ないというふうなことで理解ができても、その下の方がだんだん民放を侵して行くといふような面も出てこないとも限らないわけでありまして、そういう面も危惧されるわけでありまして、十分配慮をしていただくようにNHK、民放がともに発展をしていくように大臣御初め御努力をいただきますことをお願い申し上げます。ありがとうございます。

○塚原委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○塚原委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。額賀福志郎君。

○額賀委員 私は、自由民主党を代表いたしましたし、ただいま議題となりました放送法及び電波法の一部を改正する法律案につきまして、賛成の意を表するものであります。

昭和二十五年の放送法の制定以降、放送の発展、多様化は著しく、事業主体をとってみましても、NHKに加えて、民放は、今日、百五十社に

も及んでおります。

今回の改正案は、このような放送の発展、多様化した実態にふさわしい法体制にしようということでありまして、また、放送政策懇談会の報告を基本的に踏まえたものとなっております。

法律案の内容を見ますと、まず、放送普及基本計画には、郵政大臣は、放送を国民に最大限に普及させるための指針など、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項、放送対象地域等を定めることとしております。

また、電波法においては、その基本計画で定める放送系の数の目標の達成のため、放送用周波数使用計画を定めることとしております。

これらは、有限希少な電波を使用する放送の最大限の普及が円滑にかつ計画的に達成されるためには、極めて妥当な措置であると考えます。

次に、放送番組について申し上げますが、今日、放送メディアが多様化し、放送番組の規律を一律的に適用することが適当と認められない状況が生じていることから、NHKと民放のテレビ及びNHKの中波放送、超短波放送を除き、番組相互間の調和の義務づけを行わないこととするともに、放送番組の質的向上が強く要望されている状況にかんがみ、番組審議機関の活性化を図るため、審議機関が答申し、または意見を述べたときは、その概要を公表することを義務づけること等の措置を講じております。

NHKにつきましては、NHK、民放の併存体制下におけるNHKの目的をより明確にするとともに、NHKが公共放送として蓄積したノウハウの社会還元を図り、あわせて副次収入など経営財源の多角化を行うことができるよう、NHKの業務範囲を見直すこと等所要の改正を行っております。

また、民放に対する有料放送の導入につきましても、契約約款について郵政大臣の認可を受けること等所要の措置を講じております。これは、発展拡大する放送事業を経営的に支える新たな財源を確保する道を開くとともに、多様化する国民の

ニーズにこたえようとするものであり、まことに時宜に適した措置であると考えます。

放送局の免許の有効期間につきましては、現在三年であります。これを五年を超えない範囲内において郵政省令で定めることとするものであり、今日の放送事業の発展、定着の状況等を勘案したものと考えます。

最後に、将来、技術開発の進展に伴い、衛星放送を初めとするニューメディアと地上放送を初めとする既存メディアとの競合、調和等についても検討が求められるようになることは確実であり、これらの問題に対しても、行政当局の適切な対応を期待するものであります。

本案の審議において、各委員より、放送行政を初め広範多岐にわたる質疑が行われましたが、これらの質疑は、政府及び放送事業者に対して有意義な示唆も含んでいるのでありまして、今後の放送界の発展のために正しく反映されていくよう考慮されることを強く望みたいと思ひます。

我が党は、今回の改正案は、以上の理由から極めて適正なものであると申し上げ、私の賛成討論といたします。

○塚原委員長 佐藤祐弘君。

○佐藤(祐)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました放送法及び電波法の一部改正案に反対の討論を行います。

この法案に反対する第一の理由は、改正案が、言論機関である放送局への政府・郵政大臣の権限を法律的に強化するものだからであります。

本来、放送に関する法律は、憲法が定める言論、表現の自由を保障し、権力による介入を排除するものでなければなりません。一九五〇年の現行法制定時にも、戦前の言論統制の反省にも立つて、放送における言論、表現の自由を保障するため、放送行政の政府からの独立性をどう確保するかが重要な焦点でありました。

その後、状況の発展に応じての放送法の部分的な改正が重ねられてきましたが、放送のあり方をめぐっての議論の根本には、常に放送行政の独立

の問題がありました。

一九六二年には、臨時放送関係法制調査会、いわゆる臨時放送関係法制調査会のもとに設置されましたが、その答申書でも、放送に関する委員会の設置が提言され、放送局への免許、放送用周波数の使用に関する計画など、放送行政の基本的事項について、「郵政大臣は、本委員会の議決に基づいてのみ、その権限を行使しうる」としたのであります。このとき、NHKも放送に関する独立行政機関の設置を提案し、民間放送連盟は放送行政の民主化と合理化を主張したのであります。すなわち、放送行政の政府からの独立と民主化の必要性が広範な意見として表明されたのであります。

今回の放送法改正に当たっても、民間放送連盟及び新聞協会は、ともに電波監理審議会の権限の強化を主張し、「郵政大臣は、同審議会の議決に基づいてのみ権限を行使しうるものとすべきである」という見解を発表しています。

しかるに、今回の改正案は、こうした意見を反映していないばかりか、放送普及基本計画の決定を初め、郵政大臣の権限を法的に強化するもので、明らかに逆行と言わなければなりません。

しかも、委員会審議の中で明らかにしたように、放送普及基本計画として定められる全国の放送系ごとの数の目標、いわゆる全国民放四波化や、マスメディアの集中排除原則など、放送をめぐる重要事項の決定が郵政大臣の権限にゆだねられているなど、今後の放送行政の重要な部分が郵政省のフリーハンドになっているのであります。

改正案に反対する第二の理由は、有料放送に対する郵政大臣の権限の問題です。

改正案では、契約約款の郵政大臣認可に加え、郵政大臣が料金変更の命令すら出せるようになっており、本来、できる限り自由が保障されるべき放送事業に対して、このような権限を政府・郵政省が握ることに反対するものであります。

今回の改正作業の進め方にも問題があったことも指摘しなければなりません。

言論法である放送法の改正に当たっては、言

論、表現の自由と国民の知る権利を保障する立場から、広く国民各層の意見が十分反映されるように行われなければなりません。ところが、今回の改正作業では、放送政策懇談会の会議の概要も明らかにされず、郵政省が出した資料さえ国会への提出を拒むという遺憾な事態でありました。

最後に、私は、免許を初めとした放送行政の政府からの独立、国民の放送への参加、アクセス権の保障など、放送制度の民主化、そのための国民的な合意づくりに基づく放送法の改正を主張し、今回提出の放送法及び電波法の一部改正案に対する反対の討論といたします。

○塚原委員長 これにて討論は終局いたしました。

○塚原委員長 これより採決に入ります。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○塚原委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○塚原委員長 次は、ただいま議決いたしました本案に對しまして、田名部匡省君外三名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。田並胤明君。

○田並委員長 ただいま議題となりました放送法及び電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案に對する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の各項に留意して、その実施に努めるべきである。

一 放送普及基本計画の策定に当たっては、広

く国民の意向を踏まえるとともに、放送の多様性、地域性、集中排除の理念の確保に十分配慮し、放送の計画的な普及及発達に資するよう内容のものとすること。

一 放送法の施行に当たっては、国民の意向を十分反映するとともに、放送事業者の放送番組編集の自由を最大限に尊重すること。

一 今後、高度情報社会における国民のニーズの多様化、高度化が一層進展することを受けて、国民の意向を踏まえて新たな放送制度のあり方について見直しを含め検討を進めること。

なお、必要の都度、適時適切に対処すること。

一 放送の有する社会的機能の重要性にかんがみ、放送の地域間格差の早期是正及び難視聴の解消を図り、放送の普及の推進に一層努めること。

一 日本放送協会の業務の拡大に当たっては、その公共的性格に十分配慮すること。

この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑の動向等を参照して作成されたものでありますから、各項目についての説明は省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます次第であります。

以上であります。

○塚原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塚原委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、中山郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中山郵政大臣。

○中山國務大臣 慎重なる御審議をいただきまして、ただいま放送法及び電波法の一部を改正する法律案を御可決いただきましたことに對し厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました御意見につきましては、今後放送行政を運営していく上で十分生かしてまいりたいと存じます。

また、ただいまの附帯決議につきましては、今後その趣旨を十分に尊重いたしてまいりたいと存じます。

まことにありがとうございました。（拍手）

○塚原委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○塚原委員長 次に、郵便年金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府より趣旨の説明を求めます。中山郵政大臣。

郵便年金法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中山國務大臣 郵便年金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみまして、郵便年金の加入者の利便の向上を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

第一は、郵便年金契約の加入申し込み時に掛金

を一時に払い込むことができることとするものであります。

第二は、掛金を一時に払い込み郵便年金契約に加入した場合、その効力が発生した日から年金の支払いをすることができることとするものであります。

このほか、郵便年金契約が掛金払い込み猶予期間の経過により失効した場合、一定の条件のもとに、その復活の申し込みをすることができることとする内容をいたしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からいたします。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○榎原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十九分散会

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律

郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「一定の年齢に達した後における」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「年金受取人が年金支払開始年齢に達した日」を「前項に定める年金支払の事由が発生した日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の年金は、年金契約の効力が発生した日又は年金受取人がその年金契約に定める年金支払開始年齢に達した日以後における生存について支払うものとする。

第六条第一項第三号中「前条第二項」を「前条

第三項」に改め、同項第六号中「払込期間、払込猶予期間その他掛金の払込み及びその」を「払込み及びその払込猶予期間並びに掛金の」に改め、同項第八号中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 年金契約の復活に関する事項
第十八条第二項第二号を次のように改める。

二 年金受取人が年金支払開始年齢に達した日以後における生存について年金の支払をする年金契約（以下「据置年金契約」という。）にあつては、年金支払開始年齢

第十八条第二項第三号中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改める。

第二十六条第一項中「前日まで」の下に「年金契約の効力が発生した日以後における生存について年金の支払をする年金契約（以下「即時年金契約」という。）にあつては、その申込みの時」を加える。

第二十八条第一項中「前日まで」の下に「即時年金契約にあつては、その申込みの時」を加える。

第二十九条の次に次の四条を加える。

（復活の申込み）
第二十九条の二 第十九条の場合には、据置年金契約の年金契約者は、その契約の失効後一年を経過する前に限り、その復活の申込みをすることができる。ただし、年金支払事由発生日以後においては、この限りでない。

（復活の効力発生）
第二十九条の三 据置年金契約の復活は、その申込みを承諾したときは、その申込みの日から効力を生ずる。

2 前項の場合においては、年金証書に年金契約復活の旨を記載する。

（復活の効果）
第二十九条の四 据置年金契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとみなす。

（準用規定）

第二十九条の五 据置年金契約の復活の場合には、第三十二条の規定を準用する。

第三十条中「年金契約者に」を「据置年金契約の年金契約者に」に改める。

第三十五条第一項中「前日まで」の下に「据置年金契約の」を加え、「年金契約において」を「据置年金契約において」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第二十五号。以下「昭和五十六年改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を削る。

3 この法律による改正前の昭和五十六年改正法附則第十一条に規定する終身年金に係る郵便年金契約であつて、この法律の施行の際現に効力を有するものについては、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

法律の施行後も、なおその効力を有する。

理由

最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の加入者の利便の向上を図るため、掛金の払込み及び年金の支払の制度を改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十三年四月二十三日印刷

昭和六十三年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局